

# 天童寺世代考（一）

吉田道興

## 目次

別表1 天童寺略年表

別表2 天童寺世代対照表

はじめに

本文（世代考）

## △別表1▽

### 天童寺略年表 △建置を中心とする▽

永康元年(300)	義興、東谷に茅庵を結ぶ。精舎漸次に成る。
隆安三年(393)	孫恩の乱にて「太白精舎」燐失。
開元二十年(732)	法璿、太白山麓の東に精舎を重建。秘書省正字郎万齊融、精舎の西南隅に多宝塔を建立。
至徳二年(777)	宗弼・曇總等、精舎を太白峰に移建。

乾元二年(七〇九)	会昌年間(八〇〇~八四〇)
大中元年(八〇七)	大中祥符年間(一〇〇八~一〇一六)
咸通十年(八六九)	景德四年(一〇〇七)
大中元年(八〇七)	紹興二年(一一〇三)
咸通十年(八六九)	同二六年(一一〇九)
大中祥符年間(一〇〇八~一〇一六)	淳熙五年(一一〇八)
景德四年(一〇〇七)	紹熙四年(一一〇三)
大中元年(八〇七)	寧宗代(一一〇八~一一〇九)
咸通十年(八六九)	寶祐四年(一一二二)
大中祥符年間(一〇〇八~一〇一六)	同六年(一一二二)
景德四年(一〇〇七)	寶祐四年(一一二二)
大德五年(一一〇二)	同六年(一一二二)
至治年間(一一三一~一一三三)	東巖、成宗より「朝元宝閣」の額を下賜。
天暦二年(一一三九)	中峰に秀軒を構営。

肅宗より勅賜「天童壇壩寺」。清間、食堂を増建。曇徳、夾道二十里に植松。  
心鏡、小白嶺頭に鎮鱗塔を移建。

咸啓、本寺を十方住持制とする。

懿宗より勅改賜「天寿寺」

真宗より勅改賜「景德禪寺」

子凝、夾道二十里に植松。時に蒙堂閣・臨雲閣・春楽亭・宿鷺亭・更幽亭あり。

宏智、僧堂を始建。同四年落成。宏智の住持期間、山門・廬舍那閣・万工池(2)・七塔等を造る。

宏智、大慧と小白嶺上に交談。「揖讓亭」

孝宗より宸筆「太白名山」(天童景德禪寺)下賜。慈航、雲章閣を建立。

懷敏、崇西の巨木寄進の助縁で千仏閣を重建。

太白天童山景德禪寺、五山の第三となる。

寺災。別山、茅庵を結び居住。

別山、宝閣を建立。

簡翁、千仏宝閣を復建。

東巖、成宗より「朝元宝閣」の額を下賜。

中峰に秀軒を構営。

朝元閣燐失。

至正五年（一三四五）	寺中、仏殿を重建。
同 一九年（一三五九）	原明、宝閣を重建。
同 二〇年（一三六〇）	順帝より宝閣の額「朝元」を下賜。この時、法堂・大鑑堂・東西蒙堂など有り。
洪武二五年（一三九三）	天童山景德禪寺、定名「天童禪寺」五山の第二
永樂一三年（一四一五）	仏隴・盤山の寺僧、天童禪寺に帰す。
宣德三年（一四二八）	寺殿燬失。
宣德七年（一四三二）	円愷、殿閣と諸像を重建。
正統六年（一四四一）	無伝、洪鐘を铸造。住僧宗正、鐵鑪二瓶を铸造。
嘉靖一四年（一五二五）	鄧隱士白川楊明、「天童寺集」七巻を編輯。
同 三四四年（一五三五）	夾道の松を伐採。宣徳時（一四二六～一四三三）、無伝を七二代、大用を七五代と称していたが、その後、中断。 その間、円愷の興建が著しかったことが知られる。十方住持の制を更改。
万曆一五年（一五六七）	七月 大洪水のため伽藍流出。冬、因懷が延請され法堂を重建。
同 三十年（一五六一）	伝傳、鐘樓を重建。
同 四三年（一五六四）	慧高と僧俗六人、金陵に参詣し大藏經を請印。
崇禎二年（一六二九）	明貫、密雲を迎請すれど到らず。
同 四年（一六三一）	万工池に朱藻生じ、殿基前獅子の柏が復榮す。この年四月、密雲、育王山より来たり入院。寺また十方住持制とする。

同	五年(大正)	「天童寺志」五巻を編纂。草創者白山、咨謀者張客卿(廷賓)、討潤者王金。
同	八年(大正)	密雲、仏殿・天王殿を始建、法堂・先覚堂・藏閣・大方丈・漸次に落成。
同	九年(大正)	雲水堂を仏殿の東偏に、その東偏に應供堂を建立。この歳、延寿堂を天王殿の外の西に建立。
同	十年(大正)	西禪堂と東西両客堂を建立。
同	一二三年(大正)	東禪堂と鐘樓を建立。新新閣・廻光閣(閣)・返照堂、さらに東西両廊・香積厨・浴室楼など有り。また西
順治四年(大正)	澗橋に接し内外万工池を濬築、七塔を造立。	
同	一四年(大正)	「天童寺志」十巻を重纂。江陰黃介子毓祺の所修(重纂)。
同	一四年(大正)	費隱、東谷(古天童)を恢復。黃承昊『天童興復東谷記』撰述。
同	一六年(大正)	山翁、輶屋五間と石輶二部を建置。
同	一七年(大正)	世祖より勅賜寺額「弘法」下る。(弘法寺)
康熙七年(大正)	山翁、賜号「弘覺禪師」下る。この歳、遠菴、知浴寮三間・禪堂前廊宇一帯などを建立。また、鎖翠亭から古山門までの間に植松。	
同	八年(大正)	弘覺、奎煥樓を法堂の東に建立。勅賜「弘法禪寺」
同	一四年(大正)	張幼學「帰大鑑堂古額記」自記。
同	一五年(大正)	洪岡光、法寶全藏を施与。『施法寶全藏記』
同	一八年(大正)	山曉、大鑑堂にて『寶積錄』九三巻を編集。
同	一八年(大正)	山曉、奎煥樓の後に「御碑亭」を建立。

同	一九年（六〇）	山暁、古山門を移建。法堂後の東廊一帯を建立。輶屋三間を増建。
同	二一年（六二）	仲冬 庫司樓災火。山暁、旧式に五尺を增高して重建。
同	二二年（六三）	山暁、殿堂を重修。「重建殿堂疏引」。この歳、外万工池を濬築。王掞「濬築外万池記」。また、中峰菴・畠秀軒を重建。
同	二三年（六四）	山暁、東谷菴・普同塔院を重建。
同	二四年（六五）	密雲の南山塔院を修築し祖像を重装。
同	二五年（六六）	重興寺碑を刊立。李仙根『重興寺記略』撰述。
同	三四年（六九）	經藏閣燬失。
同	四十年（七〇）	天巖、仏殿を重修。
同	四二年（七〇）	聖祖、重修仏殿の扁額「名香清梵」下賜。
同	四五五年（七〇六）	偉載、經藏閣を重建し、南山塔院の諸寮室を修戢。
同	四七年（七〇八）	化士実慧、路十五里に山石を入れ石だたみとす。
同	五二年（七一三）	梵本藏經を請す。超乘「請梵本經一藏記」撰述。
同	五三年（七一四）	外三門を重葺、大仏像三像と羅漢像を重飾。
乾隆二一年（七一五）	法堂燬失。	
嘉慶十六年（八一）	敏菴、法堂の重建、並びに大小廚房等を修建。	
道光三十年（八〇）	繼伝、山場の培養樹木を整頓。	

咸豐三年(一八五三)	六年(一八五九)	信真、王醒吾居士を請し庫房万年の規約を重繕、大殿を重修、仏像を維新、天王殿を修築。
咸豐十一年(一八六一)	冬 下院を燬失。	
同治元年(一八六二)	広昱、下院を修復、客堂万年の規約を重繕。	
三年(一八六四)	蘭斎、面壁を重修して居住。	
同 八年(一八六九)	大殿の仏相に装金。	
光緒二年(一八七六)	再住広昱、新殿を改め竜王堂とする。	
同 五年(一八七九)	慧源、募勸鎮海方観察義路、損資にて天王殿を重修。楊泰享撰「重修天王殿碑記」	
同 八年(一八八二)	西桂堂を燬失。淨禪、修復す。また東桂堂も兼修。	
同 十一年(一八八五)	隱蓋亭・古山門・伏虎亭を重修。	
同 十二年(一八八六)	鐘樓を重修。	
同 十三年(一八八七)	中院と下院・念佛堂を重修。大鑑堂・東西の二桂堂・明堂の石板を鋪設。	
同 十四年(一八八八)	方丈を重修、祖像・御書墨の宝を重裱。七月、洪水にて乾渓橋の路数百尺を冲断するも修復。	
同 十五年(一八八九)	慧修、前客堂を重修。維那淨心、募縁して禅堂を重修。翌年に完成。陶鏞撰「重修天童選仏場坐禪七記」、	
同 十七年(一八九一)	淨心宗瀛撰「選仏場坐禪銘」	
同 十八年(一八九二)	康房を重修。西堂得念、諸道俗に募縁し初めて薬縁産を置く。糸寒崎撰「初置薬田記」	
同 十九年(一八九三)	徳清、募勸鎮海方観察義路、損資にて藏經閣を重修。	
同 二十年(一八九四)	南山塔院を重修。	

同	二二年（一八六〇）	延寿堂を天王殿の東に重建。
同	二五年（一八六三）	退居の西峰、延寿堂を募縁して市房に置き、その基地を甬東百丈街と後塘街の二ヶ所とする。
同	二七年（一八六一）	乾溪橋路、また洪流に遭い沖断。老塔院香灯、慈を詰し、募縁して修復。西堂淨心、廈門の演戒に赴き、諸道俗に若干金を丐い、二回目の薬縁産を置く。寄禪敬安撰「統置薬縁産碑記」
同	二九年（一八六三）	如意寮を新建。敬安撰「募建如意寮小引」。この年四月、伏虎亭燐失するも修復。
同	三一年（一八六五）	万年規約を重訂、福田冊を統制。敬安撰「常住福田簿序」。大殿・甬東の下院を重修、土地祠を遷座。敬安撰「募修大殿疏」・「募裝大殿金像序」
同	三三年（一八六七）	法堂の東掖に平屋五柱（立雪軒）・樓屋五柱（自得齋）を重建。
同	三四四年（一八六八）	懷海祀を置き、放參して産業。敬安撰「懷海祀記」
宣	統元年（一八六九）	法堂を重修、冷香塔院を新建。
民	国二年（一九一三）	十一月 工務寮燐失。淨心、修復す。
同	三年（一九一四）	天王殿を重修、韋馱殿を新建。この年夏、放羊山を開闢し竹を植え杉を栽培。法堂の後に楞嚴泉を濬い法堂の前に重ねて曬經台に砌べ、鉄の欄杆を装う。
同	四年（一九一五）	廻光樓・東禪堂・先覺堂を重修、放羊山に新架屋五柱を闢基し放羊峰と名づけ、また法堂の後に体淨泉を濬う。孫寶瑄撰「重修法堂兼濬二泉記」。この年、西山塹に新蔬園を開墾、架屋一間を蔬圃と言ひ、また南山の大僧橋を重造。紹如幻撰「新蔬園略記」
同	五年（一九一六）	返照樓を重修、宏法泉の中に怪石を聚め仮山の一一座を堆く。

同 六年(西元一九二七)

藏經閣を翻蓋、大鑑堂・應供堂・浴堂を重修、放羊山麓に土地祠を新建。長生会の為、市房と地基との間（位置は新河頭）に置く。また慈惠中の村田に二四畝を置く。

宣統二年(西元一九一〇)  
民国六年(西元一九一七)

長生会と薬縁会の為、民田に一一〇余畝（位置は蟾崎と咸祥等の處）に計置。

民 国七年(西元一九一八)  
同 八年(西元一九一九)

羅漢堂を重建。紹如幻撰「募修羅漢堂引」、応徳闕撰「重修羅漢堂記」。この歳、延寿堂の西に平屋三間一術を新建、老人寮の不足を補う。淨心の退隱処とす。黃涵之撰「題淨心禪師退休室額并跋」西潤に羅漢橋を重造。

同 九年(西元一九二〇)

文質、竜王堂を重修。この歳、また小白嶺の鎮麟塔を開工重造。紹文質撰「募修鎮麟塔序」、紹亡名撰「重

△別表2▽

天童寺世代对照表

〔扶桑五山記〕

〔天童寺志〕

〔和漢禪刹次第〕

澹交禪師

第七

法為禪師

開山  
(義興)  
興師禪師

第三	雲臥榮禪師	虛菴懷敞禪師	癡絕沖禪師
第二	(道冲)滅翁文礼禪師	天目文礼禪師	天目礼禪師
第三	弁山阡禪師	晦巖仏光禪師	(了阡)茨庵堯禪師
第四	別山智禪師	枯禪自鏡禪師	月窓円禪師
第五	西岩惠禪師	西江謀禪師	弁山阡禪師
第六	(廣謀)居敬禪師	西巖惠禪師	西巖惠禪師
第七	簡翁敬禪師	茨菴堯禪師	別山智禪師
第八	石帆衍禪師	石菴堯禪師	西巖惠禪師
第九	環溪一禪師	怪石奇禪師	茨庵堯禪師
第十	(波明)惟一禪師	止泓鑑禪師	石門膺禪師
第十一	月波明禪師	止泓鑑禪師	石門膺禪師
第十二	止泓鑑禪師	止泓鑑禪師	止泓鑑禪師
第十三	東岩日禪師	止泓鑑禪師	止泓鑑禪師
第十四	竺西坦禪師	東嚴日禪師	東嚴日禪師
第十五	雲外岫禪師	石門來禪師	石門來禪師
第十六	(淨日)別山祖智禪師	西巖了惠禪師	西巖了惠禪師
第十七	絕岸可湘禪師	簡翁居敬禪師	絕岸可湘禪師
第十八	西巖了惠禪師	月窓円禪師	西巖了惠禪師
第十九	東雲海禪師	雲外岫禪師	東雲海禪師
第二十	平石砥禪師	怪石奇禪師	平石砥禪師
第二十一	竈門膺禪師	法等禪師	天泉祖淵禪師
第二十二	長翁如淨禪師	遠正禪師	円愷禪師
第二十三	雲莊慶禪師	法等禪師	雲莊慶禪師
第二十四		仁叟懷禪師	湛然自性禪師
第二十五		雲壑淨觀禪師	湛然自性禪師
第二十六		遠正禪師	仁叟懷禪師
第二十七		法等禪師	湛然性禪師
第二十八		天泉祖淵禪師	木菴司聰禪師
第二十九		円愷禪師	了堂一禪師
第三十		雲莊慶禪師	原明元良禪師
第三十一			雪窓悟光禪師
第三十二			孚中懷信禪師
第三十三			龍門膺禪師
第三十四			東雲海禪師
第三十五			平石砥禪師
第三十六			竺西坦禪師
第三十七			正宗法庄禪師
第三十八			雪窓光禪師
第三十九			原明良禪師
第四十			了堂一禪師
第四十一			木庵聰禪師
第四十二			壽巖昌禪師
第四十三			用愚希顏禪師
第四十四			了堂一禪師
第四十五			仁叟懷禪師
第四十六			湛然性禪師
第四十七			湛然自性禪師
第四十八			湛然性禪師
第四十九			湛然自性禪師
第五十			湛然自性禪師
第五十一			湛然自性禪師
第五十二			湛然自性禪師
第五十三			湛然自性禪師
第五十四			湛然自性禪師
第五十五			湛然自性禪師
第五十六			湛然自性禪師
第五十七			湛然自性禪師
第五十八			湛然自性禪師
第五十九			湛然自性禪師
第六十			湛然自性禪師
第六十一			湛然自性禪師
第六十二			湛然自性禪師
第六十三			湛然自性禪師
第六十四			湛然自性禪師
第六十五			湛然自性禪師
第六十六			湛然自性禪師
第六十七			湛然自性禪師
第六十八			湛然自性禪師
第六十九			湛然自性禪師
第七十			湛然自性禪師

第七	曦菴體禪師
第三	無伝宗享禪師 <small>(豊)</small>
第五	大用機禪師
第七	性空習禪師
中興	密雲円悟禪師
	山翁道恣禪師
	費隱通容禪師
	林野通奇禪師
	牧雲通門禪師
	浮石通賢禪師
	遠菴本豐禪師
	山曉本哲禪師
	天巖本昼禪師
	柏堂超靜禪師
	慰弘元盛禪師
〔天童寺統志〕	
	偉載超靜禪師
	介愚元晟禪師
	泉声元煌禪師
	懶畊元來禪師
	石吼徹禪師

子常成楨禪師  
訊庵成志禪師  
湘南成衡禪師  
慈雲成度禪師  
千日成眼禪師  
文耀弘慈禪師  
万份弘用禪師  
大舉弘度禪師  
德山弘性禪師  
祖芳弘聯禪師  
一輪祖元禪師  
省三弘才禪師  
雲中際沛禪師  
慧海祖源禪師  
甬清祖泉禪師  
易悟祖和禪師  
克明祖參禪師  
嵩岳祖集禪師  
天機祖緣禪師  
文秀祖參禪師

第三	雲臥榮禪師	虛菴懷敞禪師	癡絕沖禪師
第二	(道冲)滅翁文礼禪師	天目文礼禪師	天目礼禪師
第三	弁山阡禪師	晦巖仏光禪師	(了阡)茨庵堯禪師
第四	別山智禪師	枯禪自鏡禪師	月窓円禪師
第五	西岩惠禪師	西江謀禪師	弁山阡禪師
第六	(廣謀)居敬禪師	(廣行)惟衍禪師	西巖惠禪師
第七	簡翁敬禪師	石帆衍禪師	別山智禪師
第八	(居敬)惟衍禪師	環溪一禪師	茨菴堯禪師
第九	石帆衍禪師	怪石奇禪師	雪菴悟光禪師
第十	環溪一禪師	止泓鑑禪師	孚中懷信禪師
第十一	怪石奇禪師	月波明禪師	龍門膺禪師
第十二	止泓鑑禪師	止泓鑑禪師	東雲仏海禪師
第十三	月波明禪師	石門禮禪師	平石如砥禪師
第十四	(普明)惟衍禪師	止泓鑑禪師	竺西坦禪師
第十五	止泓鑑禪師	石門禮禪師	了堂一禪師
第十六	(淨日)東岩日禪師	止泓鑑禪師	原明元良禪師
第十七	竺西坦禪師	東嚴日禪師	了堂一禪師
第十八	雲外岫禪師	石門來禪師	正宗法庄禪師
第十九		仁叟懷禪師	雪窓光禪師
第二十		湛然自性禪師	原明良禪師
第二十一		壽嚴智昌禪師	木庵聰禪師
第二十二		用愚希顏禪師	了堂一禪師
第二十三		湛然性禪師	仁叟懷禪師
第二十四		遠正禪師	湛然性禪師
第二十五		法等禪師	仁叟懷禪師
第二十六		天泉祖淵禪師	平石如砥禪師
第二十七		円愷禪師	竺西坦禪師
第二十八		雲莊慶禪師	了堂一禪師
第二十九			了堂一禪師
第三十			了堂一禪師
第三十一			了堂一禪師
第三十二			了堂一禪師
第三十三			了堂一禪師
第三十四			了堂一禪師
第三十五			了堂一禪師
第三十六			了堂一禪師
第三十七			了堂一禪師
第三十八			了堂一禪師
第三十九			了堂一禪師
第四十			了堂一禪師
第四十一			了堂一禪師
第四十二			了堂一禪師
第四十三			了堂一禪師
第四十四			了堂一禪師
第四十五			了堂一禪師
第四十六			了堂一禪師
第四十七			了堂一禪師
第四十八			了堂一禪師
第四十九			了堂一禪師
第五十			了堂一禪師
第五十一			了堂一禪師
第五十二			了堂一禪師
第五十三			了堂一禪師
第五十四			了堂一禪師
第五十五			了堂一禪師
第五十六			了堂一禪師
第五十七			了堂一禪師
第五十八			了堂一禪師
第五十九			了堂一禪師
第六十			了堂一禪師
第六十一			了堂一禪師
第六十二			了堂一禪師
第六十三			了堂一禪師
第六十四			了堂一禪師
第六十五			了堂一禪師
第六十六			了堂一禪師
第六十七			了堂一禪師
第六十八			了堂一禪師
第六十九			了堂一禪師
第七十			了堂一禪師

## はじめに

中国浙江省鄞県太白山麓に聳える大伽藍、（通称）天童寺は、天童靈璗寺<sup>(レニン)</sup>へ唐、乾元二年▽——天寿寺へ唐、咸通十年▽——景德禪寺<sup>(ジンセイ)</sup>へ宋、景德四年▽——（太白名山）天童景德禪寺<sup>(ジンセイ)</sup>へ南宋、淳熙五年▽——天童禪寺<sup>(ジンセイ)</sup>へ明、洪武二年▽——弘法寺<sup>(カクダラ)</sup>へ清、順治十六年▽——弘法禪寺<sup>(カクダラ)</sup>へ清、康熙七年▽と寺名が変遷してきた。我が日本曹洞宗の高祖道元禪師の得法地として法孫の者にとって一種の憧憬と共に抱かせる寺院である。

この天童寺住持の諸師を網羅しまとめた研究は、一、二を除きあまりなされていない。

水野梅曉師著『天童小誌』（明治三十五年十月、仏教館発行）は、沿革の一部を描いたもの、石井修道氏著『明末清初の天童山と密雲円悟』（昭和五十年十月、駒沢大学仏教學論集第六号所収）は、末尾に示す如く中国旅行の準備メモとして簡潔にまとめたものである。その他は、寡聞にして知らない。

天童寺世代考(一)（吉田）

の研究』（昭和五十八年八月、春秋社発行）は、如淨禪師の「語錄」を中心とした本格的研究書であるが天童寺住持の一人に関するものであり、例外といえる。他の諸師の中、宏智正覺や密雲円悟などに關し、前掲の駒沢大学石井氏などの研究も數編あるが、いずれも断片的であり総括的ではない。

周知の如く天童寺の住持に関する総括的史料には、明代以降、所謂「寺史」として次の五本が知られている。まずは列挙し、概観してみよう。

- |   |       |    |         |
|---|-------|----|---------|
| 1 | 天童寺集  | 七卷 | 嘉靖十四年輯  |
| 2 | 天童寺志  | 五卷 | 崇禎五年纂   |
| 3 | 天童寺志  | 十卷 | 崇禎十四年重纂 |
| 4 | 天童寺志  | 十卷 | 康熙年間新纂  |
| 5 | 天童寺續志 | 二卷 | 民国九年序編  |

『天童寺集』七卷は、明代嘉靖十四年（一五三三）、鄞隱士白川居士楊明<sup>(ヤウミン)</sup>へ伝未詳▽によって編輯された。『〔新纂〕天童寺志』卷二には、楊明の「自序略」を掲載する。その「自序略」には、編輯に際し種々の苦辛をしたことを述べ、當時、住山の隆・昂の二公に付して梓行したことが記

されていいる。それをさらに万暦年間(一五七三と一六二〇)、住僧の無憂方懽へ伝未詳が増編し、鷺峰正位へ同上が授梓した、とある。楊明に關し、『〔新纂〕天童寺志』には、彼の作品になる数篇の詩を所集し、詩文の才にすぐれていたことは知られるが他は不明である。また七卷の構成とその内容も不明である。なお『四庫全書總目提要』(卷十五、史部、地理類存目六)に所収する『天童寺集二卷』(兩淮馬裕家藏本)には、まず楊明に關して「不知何許人」とあり、晋代に義興が太白山中において残した逸話を記し、形勝(山川)を叙述するに芸文を以て綴つているとし、「前序」に姓名がないので楊明の自作か疑い、七卷を撰すと称しているが二卷のみを止め完帙していないようである、との主旨を記している。しかし、本書が現存しているか不明である。

楊明が右の『天童寺集』を編纂する際、恐らく參照したものと思われる地方志に張津等撰『乾道四明圖經』(宋、乾道五年序)、羅潛撰『寶慶四明志』(宋、寶慶二年被命、至正元年重刻)、袁桷撰『延祐四明志』(元、延祐七年序)、王元恭撰『至正四明統志』(元、至正二年序)など(以上、大化書局『宋元地方志叢書』八・九に所収)がある。この

中で『乾道四明圖經』と『延祐四明志』には天童山に関する多数の詩文、住持の心鏡や普交などの伝記史料が掲載されている。その他の地方志類や灯史数も參照したであろうことは推測に難くない。

次の『天童寺志』五卷は、崇禎壬申五年(一六三二)、張客卿の編纂になり、その干支から『壬申志』と通称される。『〔新纂〕天童寺志』卷二には、『壬申志』の成立に關し咨謀者張客卿・草創者白山・討潤者王金・鋟伝者陳紀の名を列ね、また鄞令蘭陵芳洲王章の序文を付載する。この『壬申志』は、前年の崇禎四年に入院した密雲円悟へ一五六六と一六四二の要請によつて編纂されたことが知られる。編纂の中心人物である張客卿は、『〔新纂〕天童寺志』卷二に見える「博士客卿張廷賓」であろう。諸橋轍次著『大漢和辭典』卷六の「梁觀」の項には、次の通りに述べられている。

明の人、安の子、字は廷賓。正統中、<sup>(マヤ)</sup>郷に擧げられ、監察御史となる。尋いで陝西・河南に巡按となる。言責を以て嘉善丞に貶謫されたが、後、陝西副使に擢んじられる。〔明史稿、九十五〕

なお、草創者は「僧白山」とあるように天童寺の住僧で

あらうが、討潤者の王金と鎌伝者の陳紀は居士であること  
が推定される程度で、いずれもその他の行実は不明である。

『〔重纂〕天童寺志』十巻は、崇禎十四年（一六四一）、前  
記『壬申志』と同じ密雲代、江陰黃介子毓祺によつて編纂  
され、『壬申志』を増広改編したものである。編纂者の黃  
毓祺は、江陰（江蘇省無錫県の北）の人、字は介子、また  
大愚と称す。天啓年間（一六二一～七）の貢生で好学の声名  
があり、仏教に精通していたとされる。『明史稿』卷二百  
五十八や『〔新纂〕天童寺志』卷十の末尾近くに略伝があ  
る。「天童寺中興碑記」、住持道慈の「修祖塔記」、住持道  
慈の「弘覺國師題像贊」の撰述があり、『〔新纂〕天童寺  
志』に所収する。なお、『禪籍目録』には、この『〔重纂〕  
天童寺志』が、十巻四冊本として松ヶ岡文庫に所蔵されて  
いることあるが、未見であり、その構成や内容も不明であ  
る。同じく『禪籍目録』にある通布撰の六巻二冊の「天童  
寺志」（崇禎版、尊經閣所蔵）本は、前掲の『壬申志』等  
といかる関係にあるのか、これも未見で不明である。以  
上の諸本は例え現存していても容易に被見できないよう  
ある。

『〔新纂〕天童寺志』十巻（以下、寺志と略称）は、『禪

籍目録』に「清、康熙刊（後刷本ハ光緒十三刊）」とあり、  
清代康熙年間（一六六二～一七二二）の刊本があつたことを  
示している。しかし、現存して被見できるのは、光緒十三  
年（一八八七）の後刷本（一）中国寧波市天一閣藏版本、（二）「中  
國佛寺史志彙刊、第一輯第十三冊」明文書局印行）であ  
る。これはかつて住持の山翁道慈（一五九六～一六七四）、  
弘覺禪師（が）が嘯堂に委嘱してしたものであり、さらに嘯堂  
が竹窓徳介と慈泉居士（性聞道）との二人に命じていたも  
のである。二人は久しくして編纂したものであることが知  
られる。『寺志』卷九によると、竹窓徳介は西堂職に居た  
康熙二十年（一六八一）に仏龕・盤山の二靈寺を統廃合して  
(太白)山麓に移建したことを記している。同書の卷首には「輯志敘錄」、卷一には「天童懷古賦」、卷七には開山義  
興の「重豎塔詩序」等がある。慈泉居士の詩二篇も同書卷  
八・九に所載する。

この『寺志』の構成は、卷一「山川攷」・卷二「建置攷」  
・卷三「先覺攷」・卷四「盛典攷」・卷五「雲蹤攷」・卷六  
「法要攷」・卷七「塔像攷」・卷八「表貽攷」・卷九「轄麗  
攷（附莊產）」・卷十「附余攷」となつていて、この中、先  
覺攷と塔像攷には住持の慈弘元盛までを記しているが、建

置放にはその慰弘の後住と思われる偉載超静や、さらに数代後の敏庵先性に関する記事もあり、また年時も嘉慶十六年(一八二一)であつて明らかに後刷本であることが知られる。

『天童寺統志』二巻(以下、統志と略称)は、住持の寄禪敬安の誓願を受けた淨心が蓮萍に纂輯を委任し、文質の代になり、民国九年(一九二〇)冬の序文を得て刊行したものとされているが、実際に梓行されたのは翌年以後であろう。なお、『禪籍目録』には、民国十九年、円瑛による増訂版を出したことも記しているが、筆者は未見である。

この『統志』の構成は、上巻(山川放・建置放・先覚放・盛典放)、下巻(雲蹤放・法要放・塔像放・表貽放・轄麗放・志余放)となつていて、その先覚放・塔像放・志余放には寄禪まで、表貽放は淨心まで、建置放は文質までの記事がある。また最終年時は、建置放に文質が小白嶺上の鎮躰塔を民国九年春に開工し同十二年夏に完工した記事(終南山訖亡名撰「重造五仏鎮躰塔功德碑記」等)が見えるので、現行本(中国寧波市天一閣藏版本)は、少なくともその民国十二年夏以後の印刷であることは確実といえる。ただ同十九年の増訂版本であるかどうかは判断できない。

い。以上の諸本中、『寺志』と『統志』を基礎史料として使用することにしたい。

#### △別表2▽について

天童寺の住持に関する、前掲の『寺志』と『統志』の「先覚放」をはじめ「法要放」「盛典放」「塔像放」「表貽放」などが、まず容易に披見できる史料である。それとは別に各種の灯史類、それの原史料の塔銘や語錄などが現存すれば、第一史料とすべきであることはいうまでもない。

単に天童寺住持の世代位次を記したものとして披見できる刊行本には、『統群書類從』第二十八輯上へ釈家部、卷第八百二十一▽所収「和漢禪刹次第」中の大唐禪刹位次の五山における大白山の項、玉村竹二氏校訂『扶桑五山記』(臨川書店刊)卷一「大宋國諸寺位次」中の天童住持位次の項がある。刊行されず写本として現存する類本には、『和漢五山志』(松ヶ岡文庫蔵)・『支桑禪刹』(天童寺慈濟院蔵)・『五山世代記』(松ヶ岡文庫蔵)などがあり、玉村氏校訂の前掲書に各々詳しく述べてある。今は『統群書類從』の「和漢禪刹次第」と『扶桑五山記』の「大宋國諸寺位次」における記事に注目したい。

「和漢禪刹次第」と『扶桑五山記』における大きな相違

は、後者に五山の各住持位次が五十代前後まで列挙されているので対し、前者はそれがいずれも七代までしか列挙されていないことである。太白山天童景德禪寺の住持に限つていえば、『和漢禪刹次弟』には七代、『扶桑五山記』には四十九代まで各々列挙されている。前述の通り、両書は世代の住持位次を列挙するのみで伝記等の記述はない。

これに対し、『寺志』と『続志』には、各住持の伝記等の記述もある。今、これら「和漢禪刹次弟」「扶桑五山記」『寺志』『続志』四書における天童寺住持を「別表」に比較対照してみよう。なお、便宜的に表記の上で「和漢禪刹次弟」は、下段に置くことにしたい。(別記参照)

まず「和漢禪刹次弟」に記載する七代を中心に他書と比較してみよう。開山は「義興師禪師」とあるのに対し、『扶桑五山記』には「興師禪師」とあり、その開山の字の右横に括弧中に「義興」と記されている。この両書はいずれも「禪師」の号を付しているが、これは『寺志』にも指摘するように達磨伝法以前の晋代にその称を使うのは誤りであり「義興祖師」とするのがよいと思われる。第一代の「唐禪師」は、『扶桑五山記』には「啓禪師」とある。『寺志』には、義興祖師の後に法璿・宗弼・曇總・觀宗・清閑、そ

して開法の心鏡藏喫、次に咸啓の各禪師を挙げる。前記「啓禪師」の啓は、咸啓を指すものと思われる。また「唐禪師」の唐は、唐代の名前不明の禪師を指すのであろうか。第二代から第七代までの住持名は、「和漢禪刹次第」と『扶桑五山記』とは一致する。義・堅・情・凝・章・新の各禪師がそれである。『寺志』には、義・宝堅・懷清・瑞新・普・清簡・子凝・利章の各禪師が並べられている。この中、普・清簡の二禪師に該当する名は、前記の二書にはない。また新に該当すると思われる瑞新の位次が『寺志』では前の方にある。

次に『扶桑五山記』と『寺志』『続志』の三書における住持の表記について述べておくことにしよう。『扶桑五山記』では、開山以下、四十九代の雲外岫まで合計五十名を列挙し、各々その世代数を冠している。『寺志』の刊本中、「中國仏寺史志彙刊」の目次に世代を時代別に列挙し便利であるが、原型は『続志』と同様、本文に各師の伝記が掲載するだけであり、それを抜き出して表記したものである。『寺志』は、開山以下、前記の法璿ないし利章の後に清遂を挙げ、さらに慰弘元盛まで合計九十名を掲載する。この中、十六代宏智正覚・十七代法為・十九代応菴曇華・

二十代密庵咸傑・二十五代無用淨全・三十八代弁山阡・四十代別山祖智・四十九代雲外岫は、各師の本文にその世代を記している。この世代の中、十六・十七・十九・二十五・三十八・四十・四十九の各世代は、『扶桑五山記』と『続志』の各世代とも一致する。

『続志』には、偉載超靜から寄禪敬安までの六十七名を挙げた後に「附訂正宋元諸祖代次記」に宏智正覺から湛然自性までの四十九名の諸師の位次を補正している。この宏智から湛然までの世代について『扶桑五山記』はその途中の雲外雲岫までの世代を掲載しているので、その間の世代は比較対照できる。『寺志』を含め、これら三書における世代の並べ方は、いざれが正しいか。それは今後の課題として本文に検討していくことになろう。しかし、その一例として吾人が一番の関心事と思われる如淨禪師の住持位についていえば『扶桑五山記』と『続志』は、その先住に無際了派、後住に枯禪自鏡を置き、歴史的に妥当であるのに對し、『寺志』ではその先住に月坡普明、後住に東巖淨日を置き元代の人とする誤りをしている。とはいへ、『扶桑五山記』と『続志』が必ずしも他の世代で一致している訳ではないが、『寺志』よりも相対的に参考に価するものと

いえる。なお、その様な『寺志』も湛然自性の後住に四代仁叟懷を置き、その後に雲壑淨觀から慰弘元盛までの二十一名を記していて他の二書にはないので依拠せざるを得ないであろう。ただし、その伝記史料は、『続志』の偉載超靜から寄禪敬安の六十七名の分も含め、充分にあるかどうか、あまり期待することはできない。

#### △別表1▽について

天童寺の略年表は、『寺志』と『続志』の「建置攷」を元にし、若干の記事を加えた。

#### 開山 義興

兩晉、惠帝の永康元年(300)、義興△伝記不明▽が楊州会稽郡鄧県の東、南山の東谷に茅庵を結んだことに始まる。ある時、一童子が来て薪水の給侍をなした。久しくして辭去するに際し、吾は太白星であり、上帝に遣わされ侍したと言ひ訖り見えなくなつた。

『仏祖統記』卷三十六と卷五十三「名山勝迹」の太白山の項には、右の話を引き、これによつて山を「天童太白山」と号すとある。『寺志』卷七に所収する道恣撰「開山義興祖師塔銘」には、その後、山を「太白」と名づけ、名

を「天童」と号すとある。しかし、当時、義興の茅庵が寺名「天童」を付していたという他の史料はない。それはともかく、その遺址は、東谷庵、今の小天童（古天童）である。なお義興の「祖師塔」は、その茅庵より南山にあつた盧家の奥に久しく湮没していたのを清代康熙年間（一六六二～一七二二）に寿昌寺恩璿が重建したという。その位置は、『寺志』の山図には見えないが、『続志』卷首の山図に描かれている「開山義興祖塔」がそれである。盤山の麓、

伏翠庵の後方に見えていた。それとは別に古天童には、義興を含む十大尊宿の木像と位牌が安置されていたが今はない。

東晋、隆安三年（三九九）、孫恩（字、靈秀）の乱のあおりで、それまで漸々に成っていた「太白精舎」は燬失してしまった。

#### ○義興史料

(1)『仏祖統紀』卷三六には「永興中、沙門義興廬<sub>ニ</sub>于山上<sub>ニ</sub>有童子<sub>ニ</sub>來給薪水、久而辭去曰、吾太白一辰、上帝遣侍<sub>ニ</sub>左右、言訖不<sub>レ</sub>見。<sub>童山是</sub>〔今四明天〕〔正藏四九、三三八C〕」とあり、同卷五三には「太白山、晉惠帝、沙門

義興廬<sub>ニ</sub>於山中、太白化<sub>ニ</sub>童子<sub>ニ</sub>給侍。因号<sub>ニ</sub>天童太白山」

〔同右、四六七C〕とある。

(2)『寺志』卷二「七七」には茅庵を結んだこと、同卷三「一六九～一七一」には略伝、同卷七「四六四～四七〇」には「開山義興祖師塔」塔銘序（道文著）や像贊などが所載する。略伝には「前嘉靖志（天童寺集）白川居士楊明や、また「（新纂）天童寺志」<sub>心</sub>泉居士聞性道の文を参照したことが示されている。

(3)「開山義興祖師塔」は、清代康熙年間（一六六二～一七二二）、寿昌寺菊窓恩璿によつて重建、木陳道恣<sub>ヘ</sub>一五六九六～一六七四<sub>ヘ</sub>が塔銘序を著して いる。『寺志』卷七【四六四～六】参照。

#### 法璿（睿）

唐、開元二十年（七三二）、法璿が太白山に入り、義興祖師の故蹟を案じ、精舎を山の東麓（東谷）に重建し、日夜「法華經」を誦した。その敬虔さに、また天童が下り供侍した、といふ。ちなみに法璿は「太白禪師」、また「天童禪師」と称され、山名を「天童」と号したとされる。當時の地名で言えば「江南道越州鄧県太白山麓」である。

この法璿の在世時、秘書省正字郎の万斎融が、精舎の西南隅に多宝塔を建てたといふ。万斎融は「阿育王寺常住田碑」の撰者でありその田碑の文は「明州阿育王山志」に所載して見ることができる。しかし、多宝塔に「自記」があつたと思われるが失伝している。

なお、没年は不明であるが、「法璿禪師塔」は本山につたようであり、「寺志」卷七「雲蹤攷」の紀禪師の項には、唐代龍紀元年（八八九）にその遺塔が存したとある。

### ○法璿史料

(1)『仏祖統記』卷五三には「唐玄宗、高僧法璿案<sup>(44)</sup>故迹、

立<sub>ニ</sub>精舎<sub>ニ</sub>誦<sub>ニ</sub>法華、太白化<sub>ニ</sub>童子<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>供、因号<sub>ニ</sub>太白禪師<sub>ニ</sub>名<sub>ニ</sub>其山<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>天童」「正藏四九、四六七〇」とある。

(2)『寺志』卷二「七七〇八」には精舎を重建し万斎融が伝、同卷七「四七〇」には「法璿禪師塔」について記す。またその多宝塔に関しては『寺志』卷七「四六一」に記す。

(3)『寺志』卷二「九七〇一〇〇」に危素の奉勅撰「朝元閣碑銘」があり、その前半部に開山義興と法璿に僅か

であるが関説している。その碑銘は至正二十年（一三六〇）の撰述である。

### 宗弼 曇總

元代、危素撰「朝元閣記」には、至徳中、曇總が縉雲（浙江省麗水県、一名仙都山）より來て觀宗と太白峰下に徙したとあり、宗弼の名はない。『寺志』卷二では、これに言及して『寶慶（四明）志』に宗弼の名はあるが曇總と觀宗は見えないので觀宗と宗弼は同人ではなかろうか、とながらもその根拠もないで宗弼・曇總・觀宗の三師の名を列ねておくとしている。この三師中、宗弼と曇總の法系は不明である。

觀宗について『寺志』卷三では「觀宗嗣雲居智、四祖旁

出生頭融第九世孫」と記し、牛頭下の法孫雲居智の法嗣としている。この説によつて次に略法系図を示す。

見かけない。

道信……牛頭法融——（三代略）——牛頭（天保）智威——

牛頭慧忠——天台仏窟巖惟（遺）則——天台雲居智——

### 觀宗

觀宗の名は、『景德伝灯錄』卷四の目次に「慧忠禪師下兩世傍出三十六人」の中に「明州觀宗禪師」と所載するが、本文には伝記機縁語句はない。この記事で慧忠下「兩世傍出」の意味が不明である。その両世とは仏窟巖惟則と雲居智の二人を指すのであらうか。しかし、その三十六人中にその二人が觀宗と共に含まれ、あたかも牛頭慧忠の法嗣であるかのような印象を与えていたと解釈する。十四人の各人が明確な系列をつけずに並べていても解釈することもできよう。それによっても觀宗の行実を知る手がありはない。

### ○觀宗等の史料

(1) 『寺志』卷二「七八」と同卷三「一七三」には、太白峰下に精舎を移徙したことを記し、同卷二「九七」「朝元閣碑銘」（危素撰）の前半部に同じ話を集約し述べている。宗弼と曇総の名は、諸種の僧伝・灯史類では

清間（閑）  
曇徳

乾元二年（七五九）、浙東明州鄧県太白山精舎は、徒平章（相國）の第五琦（字禹珪、京兆長安の人）の請により肅宗へ在位七五六～七六二▽から勅額「天童靈瓏禪寺」を下賜された。「靈瓏」の名は太白山下に靈瓏巖の在ることによつたらしい。この時、清間は食堂を増建し、曇徳は境内に至る道の両側二十里程に松を植えたといふ。

『寺志』卷三には、明代撰『永樂鈔志』に清間が食堂を建てる際、一種の奇瑞が生じたことを按験し、また曇徳の植松は『乾道（四明）圖經』に所載していることを記す。

以上の事跡がありながら清間と曇徳の法系などは不明である。しかし、『寺志』卷七には「清閑（ママ）禪師塔」が前記の相國第五琦によつて塔銘が著わされたようであり、二人は旧知の間柄であったと推察される。なお、その塔銘は清代当時、既に失われていた。

### ○清間・曇徳史料

(1)『寺志』卷二「七八〇九」には、天童靈籠寺の勅額下賜、清間の食堂建立と曇徳の植松の事跡、さらに同卷四「盛典攷」〔二九二〕にはその勅賜額、同卷二「九七〇八」の危素撰「朝元閣碑銘」にも同じく相國第五琦の請による勅賜額について記す。同卷三「一七四」には、二人の事跡を旁徵する『永樂鈔志』と『乾道図経』を挙げていている。

(2)『寺志』卷七「四七〇」には「清閑禪師塔」と相國第五琦の塔銘が嘗て存したことを記す。なお、その相國第五琦は『(新)唐書』卷一四九の列伝中に略傳が所載する。

開法 心鏡(鑑) 藏奐へ七九〇(八六六)▽  
藏奐の伝記は、『宋高僧伝』卷十二に「唐明州棲心寺藏奐伝」として所載する。『景德伝灯錄』卷十には、目次に婺州五洩山靈默禪師法嗣四十人中の一人として「明州棲心寺藏奐禪師」とあるが機縁語句はない。『寺志』所載の伝記は、大部分『宋高僧伝』に拠る。

藏奐は蘇州華亭の人、俗姓は朱氏、児童期に出家し百丈懷海の法嗣とされる東巖道曠に師事、嵩山に参詣して受

具、五洩山に住す馬祖道一の法嗣靈(虛)默へ七四七〇八一八〇に嗣法した。洛陽の長寿寺で内典の綴緝の任についていたこともあった。

天童靈籠寺への正式な入山年時は不明であるが、『七塔寺志』卷末の「補正」に「大師為七塔開山之祖、天童秉法之宗、其大光明藏、照澈今古」とある如く、本『寺志』でも「開法心鏡奐禪師」としている。その時期は、鎮躰塔の建立に重なるであろう。『寺志』卷二では会昌年間(八四一)六)とするが、同卷三では会昌と大中年間(八四七・八六〇)の際とする。その塔は『寺志』卷二に「徙<sub>ニ</sub>清閑潭神龍於太白峰頂、建<sub>ニ</sub>鎮躰塔於白嶺頭」とあるように小白嶺に建てられた。なお、大中十二年(八五八)、分寧令の任景求が捨宅して寺(東津禪院)となし、藏奐を開山に請してい。それ以前の十数年間、藏奐は天童靈籠寺に住して大いに法門を鼓吹したものと思われる。その東津禪院は、咸通二年(八六一)棲心寺と改号された。その後、さらに崇寿寺、補陀寺、報恩寺、そして七塔寺と変遷した。七塔寺は、寧波市内に現存する。

咸通七年(八六六)八月三日示寂。世寿七十七、僧臘五十七。賜謚「心鏡」(『宋高僧伝』では「心鑑」)、賜塔「寿相」

と。門人は権に天童巖に憩り、寂後三年にして茶毘し、舍利数千粒を獲たといふ。太白山下の万松嶺外に「寿相塔」を建立、その塔銘は刺史（郡守）の崔琪の撰であり、旧に塔院にあつたが、清代には既に廢失している。なお、七塔寺の開山堂に清代光緒三十二年（一九〇六）重建「唐勅賜心鏡禪師真身舍利塔」（咸通十四年（八七三）初建）が現存している。

生前、藏奐は洛下長寿寺にて「昔、四明天童山僧曇粹、是吾前生也」と言つたといふが、その曇粹については伝記不明である。藏奐の前生といふからには、よほどの名僧であつたかも知れない。『寺志』卷七には「曇粹禪師塔」を右の話によつて補記している。

### ○藏奐史料

(1)『宋高僧伝』卷一二〔正藏五〇、七七八c～七七九a〕の「唐明州棲心寺藏奐伝」が根本史料、『景德伝灯録』卷一〇〔正藏五一、二七三b〕には伝記機縁語句はない。

(2)『寺志』卷二〔七九〕には「鎮麟塔」の建立、同卷三〔一七四～八〕には『宋高僧伝』を元にした伝記、同

天童寺世代考（吉田）

卷四〔三二〇〕には勅賜「寿相」の塔、同卷七〔四七〇〕には勅賜「寿相」塔の建立と崔琪の塔銘、塔院「寿相庵」について記載。

(3)『七塔寺志』（民国二六年刊、中国仏寺史志彙刊第一輯第一五冊）の卷末「七塔寺志補正」に「唐明州棲心寺藏奐伝」が所載するが、これは『宋高僧伝』卷一二に「開山祖塔」（金石）、同卷三〔七三〕に東津禪院の建立、また卷頭の図像に「開山祖塔」「開山祖塔碑文」、卷末の補正に「開山祖塔」に重修について附記されている。

### 咸啓

『宋高僧伝』卷十二の「唐洛京広愛寺徒諫伝」の付伝に「杭州徑山院釈鑑宗」の伝があり、鑑宗の弟子として第一に「天童山咸啓」を挙げてゐる。しかし、同書には、咸啓の独立した伝記はない。ところで『景德伝灯録』では、法系に關し二説を並載してゐる。まず卷十一には、右と同じく「杭州徑山鑑宗大師法嗣三人」中に「明州天童山咸啓禪師」と名のみ錄して機縁語句はない。鑑宗へ無上大師、七

九三八六六▽は、塩官斎安の法嗣、徑山第二世である。

次に同書卷十七には、「袁州洞山良价法嗣二十六人」中に「明州天童山咸啓禪師」とあり、その下に割註として「先住蘇州宝華山」と小字で記され、法語も所載する。この『景德伝灯錄』卷十七の説を継承するのが、『宗門聯灯会要』卷二十二・『五灯会元』卷十三・『五灯嚴燈』卷十三などの灯史類である。つまり咸啓の法系は、一に鑑宗の法嗣、二に良价△八〇七△八六九▽の法嗣という二説が存するのであり、この二説の咸啓は同人か別人か不明である。

咸啓の行実として、『寺志』卷二には大中元年(八四七)、請され本寺(天童靈瓈寺)を十方住持に充<sup>あき</sup>いだとある。それを証するものとして司馬溫公(司馬光、太師溫國公のこと)と、『資治通鑑』の撰者(の『稽古錄』を案じ、「時啓禪師從徑山開法是山因有此請」と記している。この「從徑山」の語に注目すれば、前記の鑑宗との関連からその法嗣といふ説に傾くことになろう。なお、良价の法嗣として記す咸啓の下に記す割註「先住蘇州宝華山」の宝華山は梁代の名僧宝誌の結庵した道場であるが、現存する『寶華山志』(清代、乾隆五〇△六〇年頃編輯。中國仏寺史志彙刊第一輯第四一冊所収)には、咸啓の史実を辿る記事は見出され

ない。とはいっても、その割註も何らかの典拠があつた筈であり、簡単に無視することはできない。『寺志』卷三にも「旧志於<sup>ミ</sup>逸事中<sup>ミ</sup>載<sup>ミ</sup>天童有<sup>ミ</sup>兩咸啓<sup>ミ</sup>真說鈴也」とあるので、二説をそのままにしておく。なお、古天童の「十禪師堂」には、かつて「唐咸啓秉教禪師」と位牌にあつたとのことであるがその「秉教」の諱字は何を典拠にしたのか不明である。

『應庵曇華禪師語錄』卷六「明州天童山景德禪寺語錄」に「僧問、當山第一代啓禪師云」とか、『五山記』に「第一、啓禪師」とある第一代・第一とは十方住持制になつての第一代といふことであるが、『寺志』卷二では「附証」としてその十方住持に関し『延慶寺使帖』を引き傍証している。

咸啓は、『宋高僧伝』の鑑宗伝に記されている如く、咸通元年(八六〇)、懿宗より紫衣一襲を下賜されている。唐朝に聞こえが好かったものと思われるが、下賜の理由になつた具体的的事象は不明である。

『寺志』卷六には、咸啓の法語として前記の『景德伝灯錄』『聯灯会要』『五灯会元』などに所載するもの、さらに「附錄」として雪齋聞庵嗣宗禪師頌答簡大徳の法語、また

『丹霞子淳禪師語錄』卷下に所載する「丹霞子禪師頌答、僧問如何是應用無虧底眼、師云恰如瞎一般」に続く子淳の法語、『應庵曇華禪師』卷六に所載する「應庵華禪師拈」の法語が転載されている。これから推察して咸啓にも『語錄』が存し、それが宋代にも伝えられ依用されていた事実を知ることができる。

懿宗帝、咸通十年（八六九）、浙東明州鄆県「天童璣瓈寺」は勅額「天壽寺」と下賜され改名した。當時、咸啓が住持の任にあつたのかどうかは不明である。

『寺志』卷七には「咸啓禪師塔、在本山」とあるだけであり、その具体的位置を記していない。示寂年なども不明である。

### ○咸啓史料

(1) 『宋高僧伝』卷一二〔正藏五〇、七七九c〕には、鑑宗の伝記に「出<sub>二</sub>弟子、尤者天童山咸啓、勅賜<sub>二</sub>紫衣」とある。

(2) 『景德伝灯錄』卷一一〔正藏五一、二八一c〕に鑑宗の法嗣として第一番目に「明州天童山咸啓禪師」を挙げるが機縁語句はない。同書卷一七〔同右、三三九

a〕には良价の法嗣として一三番目に「明州天童山咸啓禪師」とあり、三法語を所載する。

(3) 『宗門聯灯会要』卷二二「統藏一三六、四〇三d」四〇四a〕、『五灯会元』卷一三「同一三六、二四六b」、『五燈嚴燈』卷一三「同一三九、二八二d」などは、いずれも良价の法嗣として咸啓を所載し、内容は『景德伝灯錄』卷一七と大同小異である。

(4) 『寺志』卷二「七九<sub>一</sub>八〇」には、十方住持、同卷三「一七八<sub>一</sub>九」には十方住持と咸啓の法系二説、同卷四「三〇二」には紫衣下賜、同卷六「三八五<sub>一</sub>七」には法語、同卷七「四七一」には「咸啓禪師塔」に関して所載する。

(5) 咸啓の法語として前掲の灯史類に所載する他に『寺志』卷六には、『丹霞子淳禪師語錄』卷下「禪宗集成二〇、二五四b<sub>一</sub>c」と『應庵曇華禪師語錄』〔統藏一二〇、四二四d〕などに転載されている。

### 義

『景德伝灯錄』卷十七の目次に洞山良价禪師二十六人中の法嗣として第一番目に「明州天童山咸啓禪師」を挙げるが機縁語句はない。同書卷一七〔同右、三三九

『寺志』卷三には、義は良价の法嗣であり、(天童寺の)曹洞宗は咸啓より始まつてその席を継いだのが義禪師で咸啓とは法兄弟の関係にある、との主旨を述べている。すなわちこの箇所では咸啓を曹洞宗の法系に属する最初の人と見ている訳である。『寺志』では統いてこの義禪師に関し他の放拠もないとし、事実、何の記載もない。従つて天寿寺における行実は不明といわざるを得ない。

『寺志』卷五の「雲蹤攷」に所載する紀禪師が龍紀元年(八八九)、天童山より四明山へ飛錫したとする。この記事は『永樂鈔志』に依るものでその紀禪師の詳しい行実も不明であるが、当時の行脚僧の一人であろう。

- 義史料
- (1) 『景德伝灯錄』卷一七〔正藏五一、三三四a〕
  - (2) 『寺志』卷三〔一七九〕には「師嗣洞山价、旧志總論、謂曹洞宗自咸啓始、繼席則義禪師、其昆季也。夫義名不全伝、自無放拠亦臆、啓禪師之嗣洞山价、而云然」とある。

宋代、太祖帝、開寶二年(九六九)二月、住持僧の名は

不明であるが上表し紫衣号を下賜されている。<sup>(1)</sup>

真宗帝、景德四年(一〇〇七)、勅により明州鄞県天童山「天寿寺」の寺号を「景德禪寺」と改名する。<sup>(2)</sup>なお、同時期に杭州の靈隱寺も「景德靈隱禪寺」と称賜されている。この当時の景德寺住持僧も不明である。

大中祥符四年(一〇一)夏制の初め、天台の遵式知曰<sup>(3)</sup>九六四(一〇三二)を延請し『摩訶止觀』を講ぜしめている。また、この頃、後述する子凝が道の両側三十里に植松している。植松はかつて清間の代に曇德もなしたことは前述の通りである。『寺志』卷二には、子凝の植松に<sup>(4)</sup>「質実」として『宝慶(四明)志』を引用している。

注

- (1) 『寺志』卷四〔三〇一〕
- (2) 『寺志』卷二〔八一〕、同卷四〔二九二〕
- (3) 『仏祖統紀』卷一〇〔正藏四九、二〇七b〕には「祥符四年、章郇公、象領那事、夏制之始延師入景德講止觀、垂畢有之沙門披納而至」とある。
- (4) 『寺志』卷二〔八一〕、同卷三〔一八五〕

## 宝堅

『建中靖国続灯録』（以下、続灯録と略称）目録卷上に隨州智門光祚禪師法嗣二十七人に「明州天童山宝堅禪師」と名は出ているが卷三の本文には機縁語句はない。同様に『続伝灯録』卷二にも智門祚禪師法嗣三十人中に「天童宝堅禪師」と名のみあり機縁語句はない。他の灯史類には名すら出ていない。

『寺志』卷三には、単に法系を示し、智門光祚の法嗣とあるだけである。雲門派下に属し、雪竇重顕へ九八〇→一〇五二▽とは法兄弟の関係にある。「和漢禪刹次第」「五山記」には、「第三、堅禪師」とあり、景德寺第三代住持といふことになる。しかし、その行実は全く不明である。

## ○宝堅史料

- (1) 『続灯録』卷上「續藏一三六、二b」
- (2) 『続伝灯録』卷二「正藏五一、四七三c」
- (3) 『寺史』卷三「一八〇」に「師嗣智門祚、祚嗣香林遠、遠嗣雲門偃」とある。『寺志』には、宝堅に関する法語や遺塔は何も記していない。

## 懷清

『続灯録』卷三には、蘄州五祖山師戒禪師法嗣三十五人中に「明州天童山景德懷清禪師」を出し法語と上堂語が所載する。『五灯会元』卷十五にも五祖戒禪師法嗣十二人中に「明州天童懷清禪師」を出し法語、さらに『続伝灯録』卷二にも同じく五祖戒禪師法嗣四十人中に「明州天童山景德懷清禪師」を出し法語と上堂語を所載する。

『寺志』卷三には、懷清が雲門派下に属す五祖師戒の法嗣である法系を示す。宝堅に続く雲門系が景德寺住持になった訳である。景德寺の入山時期は不明であるが、次に示す上堂語が景德寺のものとすれば、その前は杭州の西湖の辺にある寺院に在住していたことが推察される。

西湖隱出山峰秀、樓櫓參差若々画成、禪流共在祇園住、  
莫々教々虛度ニ一平生。

『寺志』卷六には、右の上堂語と法語を所載するが、これは前記『続灯録』『五灯会元』『続伝灯録』からの転載である。なお『五灯会元』には、法語だけで上堂語はない。「和漢禪刹次第」「五山記」には、「第四、<sup>(ヤマ)</sup>情禪師」とある。他の灯史類から「情」は「清」の誤写と思われる。景德寺第四代の住持とされている訳である。

○懐清史料

- (1)『続灯錄』卷三〔続藏一三六、三三d〕
- (2)『五灯会元』卷一五〔同一三八、二九四c~d〕
- (3)『続伝灯錄』卷二〔正藏五一、四七八b〕
- (4)『寺志』卷三〔一八〇〕に「師嗣五祖戒、戒嗣双泉寛、寛嗣雲門偃」とある。同卷六〔三八七~八〕に(1)(2)(3)の法語と上堂語を転載する。

子凝

『天聖広灯錄』卷二十八には、撫州崇寿院稠禪師法嗣の中に「明州天童子凝禪師」の名を出すが機縁語句はない。

同様に『続伝灯錄』卷四の目次に撫州崇寿稠禪師法嗣四人中に「天童子凝禪師」と名のみ出ている。崇寿契稠へ\*も九九二▽は、法眼文益へ八八五~九五八▽の法嗣であり、法眼派下に属す人である。

子凝の景德寺入山の年時は不明であるが、次に示す行実が知られる。まず大中祥符年間(一〇〇八~一六)に重ねて道を夾み二十里に松を植えている。この植松に関しては前述の如くである。次に天聖元年(一〇二三)正月、四明知礼(天台宗第十七祖、法智大師。九六〇~一〇二八)の撰述

『十不二門指要鈔』にある達磨門下三人の得道の深浅に関し、数度の質疑往返をしている。これは『四明尊者教行錄』卷四に所収され、この一部をまた『仏祖統紀』卷八に転載し、『寺志』卷八にはこの応答の内容が所載されている。また子凝は雪竇重顕から詩を送られ、その道交が知られる。

この頃、景德寺と天台山・雪竇山の諸師により衆んに交流されていたことが窺える。前述した天台の遵式や知礼などとは、特に親交が厚かつたようである。重顕は景德寺第三代とされる宝堅とは法兄弟の間柄であり、その親近感は当然深いものであつたろう。

「和漢禪刹次弟」「五山記」には、「第五、凝禪師」とあり、景德寺第五代住持を表す。

○子凝史料

- (1)『天聖広灯錄』卷二八〔続藏一三五、三〇一d〕
- (2)『続伝灯錄』卷四〔正藏五一、四八八c〕
- (3)『四明尊者教行錄』卷四〔正藏四六〕に「天童凝禪師上四明法師第一書」「四明法師復天童凝禪師第一書」「天童又上四明第二書」「四明又復天童第二書」「天童

又上四明第三書」「忠法師天童四明往復書後叙」「草庵  
錄紀天童四明往復書」「八九四b～七a」が所載する。  
この往復書簡（第三書まで）は、天聖元年（一〇二三）  
正月十八日より二月十四日の間に取り交されている。

(4)『仏祖統紀』卷八「同四九、一九三b」に「天聖元年  
（中略）、時天童凝禪師貽書論、指要鈔揃示達磨門下  
三人得道淺深。往復不已。太守林請、師融会其説。師  
不得已略易數語」とあり、その下に割註として「往  
復書、備在教行録、忠法師為後序、略述其事」と付  
されている。なお、その往復書簡は、次の註(4)の『寺  
志』卷八に所載する。

(5)『寺志』卷二「八一～三」に植松とその「質実」、同  
卷三「一八四～五」に植松・知礼との往返・法系・重  
顯との道交、同卷八「五六〇～一」に知礼の子凝に答  
える三書が所載する。

### 利章

『続灯録』目録巻上に明州雪竇明覚禪師法嗣七十八人中  
に「明州天童利章禪師」とあるが巻五の本文には機縁語句  
はない。同様に『続伝灯録』巻六の目次に雪竇顯禪師法嗣  
八十四人中に「天童利章禪師」と名のみ出ている。このよ

うに利章は、雲門派下、雪竇山資聖寺の明覚大師重顕の法  
嗣であり、天衣義懷（九九三）～（一〇六四）と法兄弟の間柄  
にある。

『寺志』巻三には、子凝の法系を示し、同巻七には、「利  
章禪師塔」が玲瓏巖の西にあったことが記載されている。  
その示寂年なども不明である。「和漢禪刹次第」「五山記」  
には、「第六、章禪師」とあり、景德寺第六代住持とされ  
ている。

### ○利章史料

- (1)『続灯録』目録巻上「続藏一三六、三d」
- (2)『続伝灯録』巻六「正藏五一、四九九b」
- (3)『寺志』巻三「一八四」、同巻七「四七一」

### 瑞新

灯史類で瑞新は、二種の法系を伝える。(一)帰宗義柔の法  
嗣（法眼派下）、(二)福昌重善の法嗣（雲門派下）の二説で  
あり、同じ史伝でも二説を挙げているものもある。次にそ  
の主だった灯史類の数種を列挙しておく。

- (一)帰宗義柔の法嗣

天聖広灯録卷二十六、明州天童山新禪師

宗門聯灯会要卷二十八、明州天童新禪師

五灯会元卷十、同 右

続伝灯録卷五、同 右

五灯嚴統卷十、同 右

(二) 福昌重善の法嗣

続灯録卷三、潤州金山瑞新禪師

同卷三十、 同 右

嘉泰普燈錄卷一、鎮江府金山瑞新禪師

五燈會元卷十五、潤州金山瑞新禪師

續伝灯録卷二、同 右

右の史伝中、『嘉泰普燈錄』は特に注目すべきである。これには、「鎮江府金山瑞新禪師」の名の下に細字で「嗣<sub>ニ</sub>福昌善<sub>ニ</sub>」とあり、次に本文として「後住<sub>ニ</sub>天童<sub>ニ</sub>」とあるからである。すなわち、「金山」と「天童」に住した「瑞新」は同一人物ということを示しているのである。同書には、上記の二寺における上堂語と想定されるものもある。では、何故、福昌重善ではなく帰宗義柔の法嗣という説があるのか。しかも、それが『嘉泰普燈錄』の撰述よりも古い『天聖広灯録』と『宗門聯灯録』にあるのであり、充分

検討する余地があると思われる。

『寺志』卷三では、瑞新的後に「普禪師」を置くが、その「質語」は瑞新に關するものである。それには「瑞新禪師自<sub>ニ</sub>天童<sub>ニ</sub>遷<sub>ニ</sub>金山、嗣<sub>ニ</sub>帰宗柔、續燈錄、以<sub>ニ</sub>金山新<sub>ニ</sub>嗣<sub>ニ</sub>福昌善<sub>ニ</sub>分<sub>ニ</sub>兩人<sub>ニ</sub>誤<sub>ニ</sub>」とある。まずこれは前掲の『嘉泰普燈錄』の金山より「後住<sub>ニ</sub>天童<sub>ニ</sub>」と「自<sub>ニ</sub>天童<sub>ニ</sub>遷<sub>ニ</sub>金山<sub>ニ</sub>」とは相違することが判る。帰宗義柔と福昌重善との二種の法嗣説があるが、兩人を分つのは誤りである、とするのである。『寺志』卷三、瑞新的「集略」の項には、仁宗帝の慶暦年間（一〇四一～八）に「天童」山景德寺に止住したこと、唐宋八大家の一人として有名な王安石へ一〇二一～八六〇や雪竇重顕へ九八〇～一〇五二と道交のあつたこと、さらに瑞新も詩才のあつたこと、また金山懷賢（円通禪師、一〇一六～一〇八二）の『行狀』（秦少游撰）に懷賢が瑞新に十二年間も隨侍し雪竇山より金山の龍游（遊）寺に移り寺が火災に罹った後、瑞新が「中興」したことなどが綴られている。つまり、この『寺志』卷三の記事は、いざれも「金山瑞新」側の史料である。その「金山瑞新」の史料は、上掲の史伝の他、『金山志』『續金山志』（中国仏寺史志彙刊第一輯第38、39冊所収）がある。『金山志』

卷三と『続金山志』卷下には瑞新の略伝、『金山志』卷九には、瑞新が龍遊寺罹災後に復興させたことを記す曾鞏撰「重建水陸堂記」、同卷十には前述の瑞新に随侍したこともある懷賢の行状「円通禪師行狀」が所載する。なお同卷六には、王安石の詩を数篇所収し金山（龍遊）寺の諸僧と親交のあつたことが知られる。『寺志』卷三は、これらを参照したことが推察されるが、他にもいくつか使用し作成している。ところで前掲の「重建水陸堂記」に拠れば、金山寺の罹災は慶暦八年（一〇四八）であり翌年に瑞新が来て治工を始め、その工事は他の殿堂を含めて八年に完工したが、瑞新はその完工をまたず卒したとある。『金山志』卷三には、皇祐年間の初め（一〇四九）に金山寺の席を主<sup>つかさど</sup>つて水陸堂を建て、同五年（一〇五三）に卒したと記されている。こうした史料を見て、「天童瑞新」と「金山瑞新」が同一人とすれば、その昇住の順は、天童山より金山へと転住したことになる。五山十刹や甲刹の制は南宋寧宗（在位一〇九四～一二二四）以後のことであるからその寺格の順位は、当時においてさほど意識していなかつたと思われる。前掲の『嘉泰普灯錄』で金山より後に天童山へ住したとするのは、その撰述期が五山十刹甲殺などの制が規定されたのであらうか。

景德寺における上堂語と見なされる『嘉泰普灯錄』の法語を次に掲示しておく。なお、この上堂語は、前掲の他の灯史類ではない。

上堂。世間所<sup>レ</sup>貴者、和氏之璧、隋侯之珠、天聖喚作<sup>ニ</sup>驢屎馬糞。出世間所<sup>レ</sup>貴者、真如解脱、菩提涅槃、天聖喚作<sup>ニ</sup>屎沸椀鳴。且道、恁麼說話落<sup>ニ</sup>在甚麼處。故不<sup>ニ</sup>是取捨心重信<sup>ニ</sup>邪倒見、諸人要<sup>レ</sup>知麼。猛虎不<sup>レ</sup>顧<sup>ニ</sup>凡上肉、洪爐豈鑄<sup>ニ</sup>囊中錐。

『寺志』卷六には、この上堂語を所載しないが、「天童瑞新」と「金山瑞新」は同人とする立場から『五灯会元』卷十五の「金山瑞新」の法語を他の「天童瑞新」の法語と共に転載している。しかし、その法系説を含め、まだ充分な検討が必要であろう。なお『五山記』『和漢禪刹次弟』では、「第七、新禪師」とあり、景德寺第七代住持とされている。

『寺志』卷一に王安石が慶暦七年（一〇四七）十一月、天童山に遊行した際の「經遊記略」を所載し、「与<sup>ニ</sup>其長老瑞

新上、石望、玲瓏、須猿吟者久之而還、食、寺之西堂遂行」との語を残していることが知られる。

○瑞新史料

- (1) 『天聖広灯録』卷二六〔統藏一三五、四三三c～四c〕
- (2) 『宗門聯灯会要』卷二八〔同一三六、四三一c〕
- (3) 『五灯会元』卷一〇〔同一三八、一八九c〕
- (4) 『続伝灯録』卷五〔正藏五一、四九二a〕
- (5) 『五灯嚴灯』卷一〇〔統藏一三九、二二六c〕
- (6) 『続灯録』卷三〔同一三六、三五d〕、同卷三〇〔同上、二〇四b〕

多數の法語を所収する。

- (11) 『金山志』卷九〔四三五～七〕に曾鞏撰「重建水陸堂記」がある。
- (12) 『金山志』卷一〇〔五五〇～六〕に泰觀撰「円通禪師行狀」中に瑞新的記事がある。
- (13) 『金山志』卷六〔二六四～九〕に王安石の詩篇がある。

澹(淡)交

『続灯録』目録卷中には、筠州大愚曉舜禪師法嗣十四人中に「明州天童<sup>(淡交)</sup>禪師」の名はあるが、本文の卷十一に機縁語句はない。同書だけが「淡交」とあり、以下の史伝は「澹交」と記されている。『嘉泰普灯録』には、雲居曉舜禪師法嗣に「明州天童澹交禪師」を出し上堂語と法語を所載する。同様に『五灯会元』卷十六と『続伝灯録』卷十にも雲居曉舜禪師法嗣に「明州天童澹交禪師」「天童澹交禪師」を出し法語と上堂語を所載する。この二書の法語と上堂語は、「嘉泰普灯録」のそれと順序が逆になつていい如何是天童境。師曰、雲無人種生何極、水有誰教去不回」も所収する。同卷一〔四〇〕 王安石「経遊記略」

- (10) 『金山志』卷三〔一六三～四〕、『続金山志』卷下〔一

上堂語と法語は、「嘉泰普灯録」に準じている。

澹交の本師である曉舜へ \* 一〇六四～七▽は、初め筠州（江西省）大愚山、次に廬山（同上）棲賢寺、南康府（同上）雲居山に住した人で雲門派下に属す。『寺志』卷六には「師嗣雲居舜、雲門偃第六孫」とある。次に上堂語と法語を示しておく。

(一) 上堂曰、也大奇也大差、十箇指頭八箇縛、由來多少分明、不、主鑽、龜打、瓦。

(二) 僧問、臨雲閣聳太白峰高、到這裏如何進歩、曰、但尋荒草際、莫問白雲深、云、未審如何話会、曰、寒山逢拾得、兩箇一時癡、云向上宗乘又且如何拳唱、

曰、前言不及後語。

澹交の景德寺の止住年代は不明である。しかし、(一)の法語中、ある僧による問話の語に「臨雲閣聳太白峰高」とあり、この「臨雲閣」が何らかの手がかりになるかも知れない。この臨雲閣の建立年代は不明であるが、『寺志』卷二に、王安石へ一〇二一～八六〇にその才を認められた舒亶へ生歿年不詳、奉礼郎や御史中丞などを歴任し撰「臨雲閣詩」、また同卷九には太白山頂の近く龍潭にあった「太白庵」の詩も掲載されている。前住の瑞新と王安石との間に親交のあつたことは前述の如くであるので、慶暦年間に

(一〇四一～八) をあまり下らない頃であると思われる。『五山記』には、瑞新に統いて「第八、交禪師」とあり、景德寺第八代住持とされているが、年代の上からは合わない。

#### ○ 澄 (淡) 交史料

(1) 『続灯錄』目録卷中「續藏一三六、七b」。灯史類では古い同書に「淡交」とあるのでこれに従うべきものと思われるが以下の灯史は「澹交」に作る。その理由は不明だが、一応「澹交」として使っておく。

(2) 『嘉泰普灯錄』卷三〔同一三七、四〇c～d〕

(3) 『五灯会元』卷一六〔同一三八、三〇六d〕

(4) 『続灯錄』卷一〔正藏五一、五三〇a〕

(5) 『寺志』卷三〔一八六〕に法系、同卷六〔三九〇～一〕の上堂語と法語は(2)(3)(4)と大同小異であるが転載されている。舒亶の「臨雲閣詩」は『寺志』卷二〔八三〕、「太白庵」の詩は同卷九〔六八〇〕にある。

#### 清遂

『続灯錄』卷七には、潭州興化慈明禪師（石霜楚円）の

法嗣四十六人中に「明州天童清遂禪師」の名があり、法語が所載する。『続伝灯錄』卷七の目次にも石霜楚円禪師法嗣五十人中に「天童清遂禪師」の名があるよう臨濟宗二派の祖となつた有名な楊岐方會へ九九六〇一〇四九▽と黃龍慧南△一〇〇二△一〇六九▽と法兄弟である。

清遂は、『続伝灯錄』卷十四の万寿応城の伝によれば、淨慈寺に住していたこともあつたようであるが、他の史料には見当らない。なお石霜下で杭州淨慈寺に住したものに志堅と簡程の二人がいる。『淨慈寺志』に道堅と永程の二人が所載するが別人である。

清遂の法語は、前記の一と『続伝灯錄』卷十四・『続伝灯錄』卷十三の応城伝に所載するものと合わせて二つが知られる。その法語の中、後記の一は『寺史』卷六にも所載する。景德寺における清遂の行状は不明である。墓塔の所在も不明である。

清遂の法嗣には、『続伝灯錄』卷十四の目次に「福州乾元了覺禪師」「南嶽万寿応城禪師」「福州大中立誌禪師」「杭州千頃守志禪師」「杭州安隱惠中禪師」「常州薦福梵円禪師」の六人が所載する。『寺志』卷三には、大中立志・靈隱惠中・乾元惟圓・万寿応城の四人を挙げている。

### ○清遂史料

(1) 『続伝灯錄』卷七「続藏一三六、五九d」

(2) 『続伝灯錄』卷七「正藏五一、五〇五b」。これには名を所載するだけである。

(3) 『続伝灯錄』卷十四「続藏一三六、一〇七a」には、「師

(万寿応城)

初參淨慈遂禪師、遂問、上人從何而來

(後略) とある。

(4) 清遂の法語。「問、叢林振養、久仰師名、祖裔西來、何人門下。師云、霜花披石秀。僧曰、昔日霜峯、今朝鳳嶺。師云、別是一家春。僧曰、謝師指示。師云、一言已出」〔続藏一三六、五九d〕。「遂問、上人從何而來。師(万寿応城)云、毗陵來。遂云、我聞毗陵出好草蟲扇子、帶得來否。師作一円相、師云、大善知識。又要遮箇作什麼。遂云、祇遮箇、此間亦要得。師於言下大悟」〔続藏一三六、一〇七a〕。正藏五一、

五五一a〕。『寺志』六〔三九〇〕には、上記の法語の「遂」と「師」を「師」と「城」に置き換えて所載する。

(5) 『続伝灯錄』目録卷中「続藏一三六、九b」には、法嗣として乾元了覺・万寿応城・大中立誌(以下見録)と

千頃守志・安隱惠中・薦福梵円（以上三人未見機縁語）<sup>(マ)</sup>

句）を挙げている。

(6)『寺志』卷三「一八四～五」に法嗣、卷六「三九〇」<sup>(マ)</sup>  
に法語が所載する。

## 可斎

『続灯錄』卷十五には、東京惠林円照禪師法嗣九十七人<sup>(マ)</sup>

中、「明州天童可斎禪師」の略伝と法語が所載する。同じ

く『続伝灯錄』卷十四にも惠林円照宗本禪師法嗣二百人  
中、「明州天童可斎禪師」の略伝と法語がある。両書は大  
同小異である。それによると可斎は、姓は応氏、台州の人  
で天台國清寺の道才へ伝記不詳<sup>△</sup>により出家円具し、各地  
の講肆に遊行したが、當時、蘇州瑞光寺に住していた宗本  
へ一〇一〇～一〇九九<sup>△</sup>に師事し、遂に嗣法した。請され  
安樂山（杭州余杭県か）に住し、晩年、景德寺に移遷した  
というが、いざれもその時期や行実は不明である。なお宗  
本は、淨慈寺や相国寺にも住した名僧であつて雲門派下に  
属する人であり、可斎もその系統に入る。もし惟白が可斎  
の次の世代であるとすれば、景德寺の住院時期が大凡推定  
できよう。

## 惟白・仏國禪師

○可斎史料

(1)『続灯錄』卷十五「続藏一三六、一一四c」  
(2)『続伝灯錄』卷十四「正藏五一、五六〇a～b」  
(3)『寺志』卷三「一八六」に略伝、卷六「三九一～二」  
に法語、卷七「四七一」に塔に関する所載する。略伝  
と法語は、前記(1)(2)に依拠する。

○惟白・仏國禪師

靖江（江蘇省泰興県）の人。勅集『続灯錄』の撰者として知られる。その『続灯錄』序・卷十七末尾・卷三十末尾の各部分に元符三年（一一〇〇）と建中靖国元年（一一〇二）における惟白の断片的な行実が記されているが、哲宗へ在位、一〇八五～一〇〇〇<sup>△</sup>と徽宗へ在位、一一〇〇～一一二五<sup>△</sup>の帰崇と惟白の法語、それに入藏に関する記事である。

○『続伝灯錄』卷十二には、法雲法秀禪師へ一〇二七～九〇、円通禪師<sup>△</sup>法嗣五十九人中の一人「東京法雲惟白仏國禪師」伝が所載する。雪竇重顕——天衣義懷——法雲法秀と次弟し、雲門派下に属す。この『続伝灯錄』には、初めに出自を示し、その後に三つの上堂語があり、次に『続灯

錄』三十卷の入藏、終りに「後住<sub>ニ</sub>明州天童<sub>ニ</sub>云」とある。『普灯錄』卷五には、「初住<sub>ニ</sub>泗之龜山、次遷<sub>ニ</sub>湯泉法雲」<sub>ニ</sub>とあり、次に建中靖国元年(一一〇一)所集の『続灯錄』が上進され徽宗帝御製の序文を承け勅を得て入藏したことが記され、天童山景德寺の入寺には何も触れていない。なお、「泗之龜山」の「泗」が県名(泗水<sub>ニ</sub>山東省)か、州名(泗州<sub>ニ</sub>江蘇省)か、明白ではない。「龜山」は、山東省・江蘇省の他、浙江省などにもある。また「湯泉法雲」の「湯泉」は、山東省と河北省にある。しかし「法雲」は、河南省の汴京(東京とも。現在の開封)の法雲寺と思われる。もし「湯泉」が寺名とすれば、河北省臨榆県の西にあつた寺であろう。『五灯会元』卷十六、『仏祖歴代通載』卷十九、『釈子稽古略』卷四、『禪宗正脈』卷八等の諸伝には、惟白が昇住した寺院に関する記述はない。しかし、『寺志』卷三においては、「初主<sub>ニ</sub>天童<sub>ニ</sub>徽宗召入<sub>ニ</sub>禁中<sub>ニ</sub>三登<sub>ニ</sub>高座<sub>ニ</sub>、勅命<sub>ニ</sub>留住東京法雲寺<sub>ニ</sub>進所<sub>ニ</sub>撰續灯錄三十卷、帝御製序、勅入<sub>ニ</sub>大藏<sub>ニ</sub>」とある。このように『続伝灯錄』『普灯錄』『寺志』の二書の記述が相違する。

『普灯錄』の記述はともかく、『続伝灯錄』と『寺志』における記述の中、法雲寺と景德寺の入院住持の順序が逆

になつていることに気が付ぐ。ここで『寺志』における惟白の他の記事も次に挙げておくことにしよう。

(1) 宋神宗皇帝召<sub>ニ</sub>天童寺僧惟白、入<sub>ニ</sub>禁中<sub>ニ</sub>問<sub>レ</sub>道<sub>ニ</sub>登<sub>ニ</sub>高座<sub>ニ</sub>

〔寺志四〕

(2) 宋元豐八年乙丑神宗皇帝、賜<sub>ニ</sub>天童景德寺僧惟白金欄紫衣一襲<sub>ニ</sub>〔同右〕

(3) 宋建中靖国元年辛巳、徽宗皇帝勅賜天童景德寺兼住法雲寺僧惟白、号曰仏國禪師<sub>ニ</sub>〔同右〕

(4) 宋建中靖国元年辛巳八月十五日、徽宗皇帝御<sub>ニ</sub>製天童景德寺僧惟白續灯錄序<sub>ニ</sub>〔同右〕

(5) 宋建中靖国元年辛巳、徽宗皇帝賜<sub>ニ</sub>法雲寺僧前住天童仏國惟白禪師續灯錄三十卷御製序文<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>大藏<sub>ニ</sub>〔同右〕

(1) によれば、神宗<sub>ヘ</sub>在位、一〇六七<sub>ヘ</sub>八五<sub>バ</sub>に召され、

三たび高座に登つたというが、先にも引くように徽宗にも召されている。禁に入り三たび高座に登つたことは、徽宗の序文にあってこれを証することができる。しかし、その時期は明示していない。(2)の記事にある元豐八年(一一〇八五)は、三月に神宗が崩御し、惟白の師法秀が法雲寺第一祖として四月十日に入院している。惟白は、神宗の崩御前に金欄紫衣を下賜されることになる。惟白は、法秀に隨侍

して法雲寺に来たのであろう。法秀は、元祐五年（一〇九〇）八月に示寂している。その後、法雲寺は、哲宗の帰崇を受けた慧林宗本の法嗣善本へ一〇三五～一〇九、大通禪師▽が昇住した様子である。

次に(3)(4)(5)の建中靖国元年の記事中、「天童景德寺兼住、法雲寺僧惟白」「天童景德寺僧惟白」「法雲寺僧前住天童仏國惟白禪師」とあるように惟白の肩書きが相違していることに注意される。哲宗は元符三年（一一〇〇）正月に崩御し、その後、二月以降に「仏國禪師」の賜号を徽宗より下されたものであろう。惟白による『続灯録』の撰述がいつの時点から始めたのか不明であるが、恐らく元豐八年以後のある時点からと思われる。問題は、建中靖国元年の当時、惟白は景德寺住持だったのか、法雲寺と兼住していたのか、景德寺を退院し法雲寺住持だったのか。『寺志』編述者自身も判定しかねているようである。推定するに『続灯録』編纂の当初は景德寺住持であったが、編纂の実際上の場所が法雲寺であることから両寺を兼住するようになり、最終的に景德寺を退院し、法雲寺に専住することになったものであろうか。しかし、『続灯録』宗成後、そのまま法雲寺に在住していたのか、またいつまで在住していた

のか等の疑問が残る。歿年も不明であるが、『寺志』卷七には、「仏國禪師塔」は景德寺の玲瓏巖西南にあり、同巻九に「仏國庵」という塔院もかつてあったという記事を見ると晩年は景德寺に帰ったことも考慮できる。いずれにしても惟白に関する景德寺の行実は全く不明であるといつてよからう。

惟白の撰述には、『続灯録』三十巻の他に『大藏綱目指要録』八巻（現存）や『文殊指南図贊』一巻（現存）などがあり、学僧の趣きがする。

惟白の法嗣として『続灯録』卷二十五には潤州金山仏鑑・興元府乾明永因・婺州智者山紹光・泗州普照法最・和州慧濟普虔・楚州勝因崇愷・沂州福聖仲易・磁州元符二祖果の八人が挙げられている。諸伝には、多少その法嗣に相違がある。

### ○惟白史料

- (1) 『続灯録』卷一の「御製建中靖国続灯録序」〔続藏一三六、一九c～一〇a〕、同卷十七〔同上、一二八b～一三一d〕、同卷三十〔同上、一〇五b～一〇七d〕
- (2) 『普灯録』卷五〔続藏一三七、五十d～五一a〕

(3)『五灯会元』卷十六「続蔵一三八、三一六a」

(4)『仏祖歴代通載』卷十九「正蔵四九、六七八c」(六七  
九a)

(5)『釈子稽古略』卷四「正蔵四九、八八〇a-c」

(6)『禪宗正脈』卷八「続蔵一四一c」

(7)『続伝灯錄』卷十二「正蔵五一、五三六b」

(8)『寺志』卷三「一八六〇七」に略伝と法系、卷四「二  
九三」に欽召、同「二九六〇七」に賜号、同「三〇一〇  
に賜衣、同「三〇四〇八」に御製序、同「三一三」に

賜録入蔵、同卷七「四七一」に仏国禪師塔、同卷八  
「五五七」に表貽、同卷九「六六五」に仏国菴が記述  
されている。

(9)『寺志』卷四「一九三」の欽召は、「宋神宗皇帝召天  
童寺僧惟白、入禁中間道三登高座」とあるが、これに  
該当する『仏祖歴代通載』卷十九の記事は、元豊五年  
(一〇八二)の項に法雲寺の住持僧として「屢入中禁三  
登高座、宣揚妙旨良愜至懷」(前記(4)参照)とあり、  
『釈子稽古略』卷四では同じく「屢入中禁三登高座、  
宣揚妙旨良愜至懷」(前記(5)参照)とあるが、『続燈錄』  
卷一の原本は『仏祖歴代通載』の文と同一である。

(10)惟白の撰述書中、『文殊指南図讚』一巻は、崇寧二年  
(一一〇三)の撰述であり、巻頭に中書居士張商英の序

文がある。末尾に惟白の図像も所載する。この書は、  
正蔵四九と続蔵二一八一五に現存する。また『大藏經  
綱目指要錄』(大藏經律論傳記綱目指要)は、徽宗の

上旨を受け、崇寧二年に編述され、『昭和法寶目錄』  
第二の中に所載する。日本では万治元年(一六五八)に  
十二冊本として刊行、さらに寛文六年(一六六六)にも  
刊行されている。

(11)惟白の法嗣には、『続燈錄』卷二五に上記の八人、『普  
燈錄』卷九には、東京慧林月印慧海・楊州建隆原・舒  
州三祖策・溫州天寧祖鑑修・南康軍羅漢遇・寧國府広  
教堯の六人、『五灯会元』卷十六には、婺州智者紹先・  
沂州馬鞍山福聖院仲易・東京慧林海月印・楊州建隆原  
の四人、『続傳燈』卷十九目錄には、金山惟仲・乾明  
永因・智者紹先・勝因崇愷・福聖仲易・慧林慧海・建  
隆原・普照法最・天寧脩・慧濟普虔・二祖斑果・羅漢  
遇・三祖策・広教堯の十四人を挙げている。『寺志』  
卷三「一八六〇七」の十四人は、『續傳燈錄』と同じ  
である。

普交へ一〇四八へ一一二四▽

『寺志』卷七に所載する黃龜年（福州永福の人、字は徳邵、中書舍人）撰の普交の『塔銘序』が史料としては第一であろう。史伝には、『続伝灯錄』卷一十六・『普燈錄』卷十・『五燈會元』卷十八・『大明高僧傳』卷七等に所載するが、いずれも『塔銘序』が基になっていると思われる。

普交は、明州鄞縣万齡郷の人、俗姓畢氏、幼児期より才知に秀れ、二十未満で得度したと伝える。初め錢塘（浙江省杭州）へ往く。天台の教觀を聴き、因みに懺悔し、道人と問答して難詰された。南屏山（杭州淨慈寺）へ帰り訓誥を受けたが、決着することに至らず辞去して、遍歴し泐潭（江西省）の応乾へ一〇三四へ九六▽に師事得法した。その法系は、汾陽善昭——石霜楚円——黃龍慧南——東林常總——泐潭応乾と次第する臨濟宗黃龍派下に属する。

泐潭に得法後、『塔銘序』には次の記事が見える。

天童山掩<sup>レ</sup>関却掃者八年、偶寺闕<sup>レ</sup>主、郡僚邀<sup>ニ</sup>師甚力、遣介候<sup>ニ</sup>于道、師不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>遁居<sup>レ</sup>之。

『続伝灯錄』にも語句が部分的に相違するが、同様の記事がある。ところで『寺志』卷三には、景德寺の止住期間

を六年間として右の記事に続け「（師不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>遁居<sup>レ</sup>之）六年

引退」と叙述する。しかし、その出處の史料は不明であり、『塔銘序』にはない。『塔銘序』には、前掲の記事の直後に「以宣和六年三月二十日沐浴陞座、留<sup>レ</sup>偈辭<sup>レ</sup>衆曰（中略）、擲筆坐逝、俗壽七十七、僧蠟五十八」とあり、宣和六年（一一二四）三月二十日が引退示寂ということが知られる。もし、六年間の止住とすれば、その晩住は宣和元年となる。もし、六年間の止住とすれば、その晩住は宣和元年となる。示寂七日後、荼毘すると五色の舍利（頂骨歯牙）が壞せずに出で、塔を寺の西原に建て葬ったという。景德寺における行実は、具体的なものは何も知られない。

普交の法嗣には、『塔銘序』によると三十余人いたとし、その中でも雲巖泰誠・香山彦文・吉祥清逢・智門行潛・茂椿円応・太平子滔・德円・道場山曇俊が普交の道を伝え、時に闡揚した者として挙げられている。しかし、『続伝灯錄』卷三十・『普燈錄』卷十三・『五燈會元』卷十八には、「慶元府蓬萊円禪師」一人しか所載していない。この「蓬萊円」は、『寺志』卷三「雲蹤攷」の智円である。また同じ箇所に牧菴忠の名も挙げている。

○普交史料

(1)『寺志』卷七「四七一～五」には、「普交禪師塔、<sup>補</sup>寺

之西山中書舍人黃龜年著。師塔銘序曰（後略）とある。

- (2)『続伝灯録』卷二六〔正藏五一、六四七b-c〕
- (3)『普灯録』卷一〇〔続藏一三七、八〇b-c〕
- (4)『五灯会元』卷一八〔続藏一三八、三五一b-c〕
- (5)『大明高僧伝』卷七〔正藏五〇、九二七a-b〕
- (6)『寺志』卷三〔一八七-一九〇〕に略伝、卷六〔三九三-四〕に法語、卷七〔1参照〕
- (7)景德寺の請を受けての上堂語は「吐哉黃面老、仏法付王臣、林下無情客、官差遍殺人、莫有知心底為我免得麼、若無不免將錯就錯」〔2)(3)(4)(5)、(6)の諸伝参照」というものであり、遺偈は「宝杖敲空触処春、箇中消息特弥綸、昨宵風動寒巖冷、驚起泥牛耕白雲」「同上」である。
- (8)普交の法嗣は、『寺志』卷七の「塔銘序」中「四七四」に列挙している。また卷五の「雲蹤攷」中「三三〇」に「智円禪師」と「牧菴忠禪師」が所載する。智円は蓬萊智円、牧菴忠は龍門清遠の法嗣で大渦(黄龍)法忠である。
- (9)黃龜年撰『天童山交禪師塔銘』は、『乾道四明図經』卷

一一一四丁表〔一六丁裏〔宋元地方志叢書8、五〇五二b-c〕と『至正四明統志』卷一一一丁表〔一三丁裏〔同上9、五九七-b-c〕〕に所載する。また『乾道四明圖經』卷二一〇丁裏〔二丁裏〔同上8、四九七四a-b〕と『延祐四明志』卷一六一四丁表〔同上9、五七四九a〕に普交の略伝が所載する。

### 正覺・宏智禪師△一〇九一-一一五七▽

正覺・宏智禪師として周葵撰『宏智禪師妙光塔銘』・趙令衿撰『勅賜宏智禪師後錄序』・王伯庠撰『勅賜宏智禪師行業記』をはじめ、『聯燈會要』卷二十九・『普燈錄』卷九・『五燈會元』卷十四など多数ある。また『宏智禪師廣錄』九卷も行実や思想を知る根本史料である。

正覺は、隰州隰川(山西省河東道隰県)の人、俗姓は李氏、祖父の寂と父の宗道は共に仏教の篤信者であった。誕生は、世寿六十七より逆算して元祐六年(一〇九二)に相当する。十一歳で郡の淨明寺本宗へ伝未詳により得度し、十五歳(一説、十四歳)で晋州慈雲寺智瓊へ伝未詳に就き具戒した。十八歳で諸方遍参に旅立ち、最初に芙蓉道楷

八一〇四三（一一一八）の法嗣・汝州（河南省臨安県）香

山の枯木法成（一〇七一）一一二八（一一一七）に参謁、次に鄧州（河南省郾城県の南東）丹霞山の子淳（一〇六四）一一一

七（一一一三）に師事、政和三年（一一一三）、子淳の下に開悟嗣法した。正覚、二十歳の時である。同五年、子淳に随侍し、隨州（湖北省隨県）大洪山保寿禪院へ赴き資助している。同七年、師の子淳示寂。宣和三年（一一二二）、法兄の慧照慶

預（一〇七八）一一四〇（一一一九）が大洪山に移遷して住持となり、その時、正覚は首座職を務めている。さらに翌年、法叔に當る闡提惟照（一〇八四）一一二八（一一一九）が蘆山（江西省九江県）円通寺に住していた際、その下で分座している。

宣和五年（一一二三）、法兄の真歇清了（一〇八八）一一五一小（一一二四）が真州（江蘇省儀徵県）長蘆山崇福禪院に住し、その下で首座に居している。その際、法弟の大休宗珏（一〇九一）一一六二（一一二五）も隨喜している。その後、同六年に泗州

（江蘇省宿遷県）大聖普照禪寺、靖康二年（一一二七）四月に舒州（安徽省盱眙県と五河県の境）太平興國寺、建炎元年（一一二七）十月に江州（江蘇省九江県南）廬山円通崇勝禪院、同二年六月に同能仁禪寺、さらに圓悟克勤（一一二八）一一三五（一一三六）との親交からその助請により同二年九月に長

蘆山崇福禪院にも各々入寺している。

天童山景德寺の晋住は、建炎三年（一一二九）十一月一日である。その「受請上堂語」は次の如くであった。

僧問、大白峰頭祥雲冉冉、玲瓏巖畔瑞氣綿綿。如何是最初一句。師云、瑞氣綿綿。進云、此猶是學人道底。師云、僧行舌頭是我舌頭。進云、一言該万象、一句逗群機。師云、是那一句。進云、的垂兼帶、明明不覆藏。師云、須是脚跟点レ地始得。僧礼拝。

王伯庠の『行業記』に拠れば、正覚の入院當時、景德寺の旧衆は二百人に満たなかつたが、正覚の道譽を聞き、その後、千二百人を踰えるほどになつたという。

紹興二年（一一三二）冬、大衆が増加したことも關係し、僧堂を始建し、同四年春に完工している。その『僧堂記』に拠ると「前後十四間、二十架、三過廊、兩天井（中略）、縱二百尺、廣十六丈」という規模である。

同八年（一一三八）九月よりおよそ一ヶ月間、臨安府（浙江省杭州）北山の靈隱寺に住したが、すぐに景德寺の請を受け再住している。正覚は、前記の通り建炎三年に景德寺に晋住して、この一時期を除き、示寂の紹興二十七年（一一三七）まで、およそ三十年間、景德寺に止住している。

その間、前掲の僧堂をはじめ、諸堂を一新した。三門を大閣となし千仏を奉安し、盧舎那仏閣を建て傍に五十三善知識（祖師）を設けたりしていることが『塔銘』によつて知られる。

紹興二十六年（一一五六）、阿育王山広利禪寺の主が闕け、正覚は大慧宗果へ「〇八九」「一六三」を推举し、同年冬に宗果が阿育王山に入院している。なお、同年、小白嶺上で正覚と宗果が交談、両師互いに譲り合い、「已を空しうし坐したので、同道した張安国はこれを嘆じ「三代の礼樂、今、釈氏に帰す」と言い、因みにその亭を「揖讓」と名づけたという。両者は立場上、時に默照禪（正覚）と看話禪（宗果）に対比されるが、実際はかくの如くその道交は極めて親しいものであったことが知られる。

翌二十七年（一一五七）十月八日、正覚は後事を宗果に嘱し示寂した。世寿六十七、僧蠟五十三。その遺偈は「夢幻空花、六十七年、白鳥煙没、秋水天運」筆を擲して逝去したという。宗果は、葬礼を主り、正覚の法嗣法為に景德寺を繼席させている。

翌二十八年（一一五八）二月、高宗は勅賜「宏智禪師」、勅塔「妙光」を下した。淨啓重編『語錄』（四巻本）中の

「行実」には、「塔称天童十六代住持」とある。その塔は、同二十九年（一一五九）七月十五日、大休宗珏によつて東谷（古天童）に建てられた。その周葵撰『塔銘』（碑陰「淵默雷声」）は破損が著しいが現存する。また同地にあつたと思われる「東谷無尽灯碑」（碑陰「宏智老人画像、妙喜讚」）も寧波の保国寺に両断された形で保管（昭和五十九年三月現在）されている。

正覚が度した弟子は二百八十人という。法嗣に嗣宗（慶元府雪竇聞菴嗣宗）・法智（常州善權法智）・世釗（劍州鳳凰世釗）・道琳（真州長蘆道琳）・法潤・信吾（慶元府保福信吾）・法為（隨州大洪法為）・慧暉（臨安府淨慈慧暉）・了默・師秀・行徒・宗榮（清潭宗榮）・法聰（慶元府廣慧法聰）・清萃（慶元府雪竇清萃）・正光（衢州烏巨正光）・集成・道圓（円）・法濟・明慧（南明慧）・中翼（能仁中翼）・法恭（慶元府瑞岩石窓法恭）・子靈・師儼・師全・覺照（淨居覺照）・法界などがある。さらに『普燈錄』卷十三には、襄陽府石門清涼法真・慶元府光孝了堂思徹や紹興府能仁理などが挙げられている。

正覚の撰述書として代表的なのは、『宏智禪師廣錄』九卷と『天童百則頌古』（万松老人評唱天童覚和尚頌古從容

菴錄、略称「徒容錄」六卷である。

○正覚史料

(1) 左朝請郎直龍圖閣知太平州軍州事提挾學事兼管內勤農  
營田使陽羨の周葵へ一〇九八レ一七四バ撰『宏智禪  
師妙光塔銘』「四卷本『覺和尚語錄』所収」

同右は、『禪宗集成21』所収の『宏智禪師廣錄』卷九  
〔四五四cレ五c〕・『兩浙金石志』卷九〔一〇三九二  
aレ四a〕・『八瓊室金石補正』卷一一四〔五八五四a  
レ六b〕にも所載する。紹興二十九年(一一五九)七月  
望日、宗珏が立石した。正覚の寂後、宗果をはじめ  
多数の人士が正覚の徳を讃えている。『寺志』卷七〔四  
七九レ四八一〕には、その大慧宗果の外、陸游・南堂  
欲の贊、無文燦・原良の祭文、山翁道恣の贊が所載す  
る。この中、宗果の贊は、『東谷無尽灯碑』の碑陰に  
ある「宏智禪師像贊(天童宏智老人像、育王妙喜宗果  
贊)」である。

『寺志』卷八〔五六一〕には、周葵撰『妙光塔銘』を  
書いた張孝祥の「宏智禪師銘碑後跋」がある。それに  
は「宏智禪師既入滅、度其弟子各以其所得散而之

四方、余之所見慕南独巻卷不忍捨、其塔其塔廟以去  
庶乎。築室三年者今又触熱走三衢求文、于超然居士  
將刻石記未句非信、道之篤有是哉。紹興戊寅十月、  
張孝祥書」とある。紹興二十八年(一一五八)二月、  
周葵の撰述後、同年十月に張孝祥が独自に表わしたも  
のと思われるが出扱不明。

(2) 皇叔慶遠軍承宣使提挾江州太平興國宮安定郡王の趙令  
衿へ一五八レ撰『勅賜宏智禪師後錄序』〔『寺志』  
卷八(五五七レ五六〇)〕は、紹興二八年(一一五八)四  
月初吉に記されているが、年代記の上で問題を残す。  
(3) 左朝奉大夫侍御史の王伯庠へ一〇六レ七三バ撰『勅  
謚宏智禪師行業記』は、泉福寺本の宋版『宏智禪師廣  
錄』卷九の末尾をはじめ、諸種の『廣錄』〔宝永五年  
刊本、刊本・冠註宏智禪師廣錄九卷本・正藏四八所收  
本・続藏一二四所収本など〕に所載する。

(8) (7) (6) (5) (4) 〔『聯燈會要』卷二九〔続藏一三六、四六一cレ一a〕  
〔『普燈錄』卷九〔続藏一三七、七六bレ七a〕  
〔『五燈會元』卷一四〔続藏一三八、二八〇cレ一c〕  
〔『五家正宗贊』卷三〔続藏一三五、四八三dレ四a〕  
〔『仏祖歷代通載』卷二〇〔正藏四九、六八八cレ九a〕

- (9) 『禪宗正脈』卷七〔続藏〇〇〇、一二三c～d〕  
 (10) 『続伝灯録』卷一七〔正藏五一、五七九a～c〕  
 (11) 『五灯巖灯』卷一四〔続藏一三九、三〇七a～八a〕  
 (12) 『大明高僧伝』卷五〔正藏五〇、九一四c～五a〕  
 (13) 四卷本『(宏智) 覚和尚語録』所収の簡潔な「行実」は、明又続藏七一一に所収するが、それは註(1)中の『禪宗集成20』〔(宏智) 広録〕卷九、四五四a～c〕に所載している。  
 (14) 『寺志』卷三〔一九〇～四〕に略伝、卷六〔三九四〕四〇五〕に法語、卷七〔四七五～四八一〕に周葵撰「塔銘」、卷八〔五五七～五六〇〕に趙令衿撰「後錄序」、卷八〔五七〇〕に偈、さらに卷五「雲蹤攷」中〔三三三～三〕に法嗣の自得慧暉と明慧の略伝が所載する。  
 (15) 古天童の東谷庵に安置されていた正覚の卯塔・妙光塔銘・無尽塔碑の運命は、文革の騒動の際に卯塔は打ち碎かれ、妙光塔銘はかろうじて破壊を免かれ一時期露天にされていたが現今は堂宇に入つて現存し、無尽灯碑は両断され一時期寧波の文物管理委員会にあつたが現今は同地の保国寺に保管されている。

### 法為

宏智禪師正覚の法嗣は、法為が大慧宗杲の推舉によつて正覚歿後の天童山景德寺住持となつた。『宏智禪師妙光塔銘』には、次の如きいきさつのあつたことを記している。

自<sup>ニ</sup>仏日住<sup>ニ</sup>育王<sup>ニ</sup>、与<sup>ニ</sup>師相得驅甚。嘗戯曰、脱我先去、公<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>主<sup>ニ</sup>後事<sup>ニ</sup>。及<sup>ニ</sup>仏日得<sup>ニ</sup>遺書<sup>ニ</sup>、夜至天童<sup>ニ</sup>。凡送終之礼<sup>ニ</sup>、悉<sup>ニ</sup>主<sup>ニ</sup>之。因<sup>ニ</sup>挙<sup>ニ</sup>師弟子灋為<sup>ニ</sup>、繼<sup>ニ</sup>席。識者方知<sup>ニ</sup>尊宿各伝<sup>ニ</sup>

(16) 宏智正覚・宏智広録・天童山景德寺に関するまとまつた研究として、駒大教授石井修道氏の論文が多数ある。その中で『宏智広録考』(駒大仏教学部研究紀要第30号、昭和47年3月)、『慧照慶預と真清歎了と宏智正覚と』(同上第36号、昭和53年3月)に多大の示唆を受けた。参考されたし。

(17) 正覚と門人の行実を知る史料として『兩浙金石志』(石刻史料新編14所収)には「宋小天童施財米疏碑(紹興十年三月、弟子吳憲疏)」〔卷八、四二a～b〕と「宋大用庵銘(門人慧暉立石)」〔同、四三a～b〕がある。

一宗、而以道相与初無彼此之間也。

正覚と宗果の道交は前述の通りであるが、正覚の遺言を守り、後事を託された宗果は景德寺の住持として法為に席を継がせたのである。人徳を認めてのことであつたろう。

法為の伝記には、『普灯錄』卷十三・『五灯会元』卷十四・『五灯嚴燈』卷十四・『続伝灯錄』卷二十四など存するが、大同小異である。ただ『普灯錄』には、他書が上堂語を一種のみしか載せていないのに対し、二種を所載する。

なお、いづれも「隨州大洪法為禪師」とあって天童山景德寺に関する記事は何も述べられていない。『寺志』卷三には「師天台鮑氏子、嗣宏智覺、初住隨州大洪、為天童十七代住持」とある。天台の出身・俗姓の鮑氏ということは、前掲の諸伝にも記しているが、この「初住隨州大洪」に関する事柄は何も触れていない。

隨州（湖北省）大洪山の崇寧保寿院は、投子義青へ一〇三二一八三の法嗣報恩へ一〇五八へ一一一と芙蓉道楷へ一〇四三へ一一八が住している。報恩が開山、道楷が二代である。報恩の法嗣守遂へ一〇七一へ一四七。守遂の法嗣慶顕へ伝未詳、さらに道楷の法嗣子淳へ一〇六四へ一一七・子淳の法嗣慶預へ一〇七八へ一一四

○▽など曹洞宗系の僧が住持している。宏智も師の子淳が大洪山に住した際に従つていて、いわば法為は、右の如く師の宏智にゆかり深い大洪山に住していきことになろう。ただし、住持であつたという確実な史料はなく、単なる住僧であつた可能性もある。確かにことは、宏智の歿後（紹興二十七年十月八日）、景德寺の住持の招請を受けたことである。正覚が十六代住持となれば、『寺志』卷三にある通りに「十七代住持」となろう。

紹興二十八年（一一五八）正月、師宏智の塔前の東谷庵に篤信者の助縁により、直歲の智宣・監寺の惠浙と共に「東谷無尽灯碑」を立石したことが、『兩浙金石志』卷九所載の同碑文によつて知られる。

同年二月、師正覚に勅賜宏智禪師・勅塔妙光が詔諭された。恐らくその直後、周葵へ一〇九八へ一七四によつて「宏智禪師妙光塔銘」が撰述されたのであらう。その「塔銘」は、翌二十九年（一一五九）七月望日、住持嗣祖法姪比丘の宗珏へ一〇九一へ一六一によつて立石されている。従つて法為の景德寺における住持期間は、宏智歿後の紹興二十七年十月八日以後、宗珏入院の同二十九年七月以前の約二年となる。法為の景德寺退院の事情は、不明

である。他の寺院へ昇住したのであるうか、また示寂したのであるうか。『寺志』卷三は前掲の如く「初住隨州大洪」とあつたが、それは誤りで天童山の後に大洪山へ昇住した可能もあるのではなかろうか。いずれにしてもそれを証する史料はない。宏智の法嗣中、大慧によつて推舉を得たほどの法為であるから相当の人物であったことは想像に難くない。

『寺志』卷七には、「法為禪師塔」は玲瓏巖の西にあつたことを記している。清代嘉慶年間(一七九六)一八二〇)に存在していたことを示すものである。なお、『続志』卷二の「先覺攷」中、訂正宋元諸祖代次記を附してあり、宏智正覚と法為も冒頭に所載するが特別に加える史料はない。

- 法為史料
- (1) 『宏智禪師妙光塔銘』は、『兩浙金石志』卷九一五丁表(九丁表「石刻史料新編<sup>14</sup>、一〇三九二-a~四a所收」と『八瓊室金石補正』卷一一四一九丁裏(一四丁表「同上8、五八五四a~六b」、さらに『宏智正覚禪師廣錄』卷九末「續藏〇〇、四五四c~五c・禪

宗集成21所収)や四卷本『(宏智) 覚和尚語錄』などに所載する。この『妙光塔銘』の文中に法為の名は、景德寺の住持を繼席したこと、法嗣の一人として列挙されていること、以上の二箇所に出てくる。なお前の箇所には「灋為」<sup>(マヤ)</sup>となつてゐる。

(2) 『普燈錄』卷一三「續藏一三七、一〇一c~d」

(3) 『五燈會元』卷一四「續藏一三八、二八五c」

(4) 『五燈嚴燈』卷一四「續藏一三九、三一二a」

(5) 『續伝燈錄』卷二四「正藏五一、六三二c」

(6) 法為の上堂語として、(2)には次の二種を所載する。

- (一) 上堂曰、法身無相、不可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>音声<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>妙道忘<sub>レ</sub>言、豈可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>文字<sub>レ</sub>會<sub>レ</sub>。縱使超<sub>レ</sub>仏越<sub>レ</sub>祖猶落<sub>レ</sub>階梯<sub>レ</sub>。直饒說<sub>レ</sub>妙談<sub>レ</sub>玄終挂<sub>レ</sub>唇齒<sub>レ</sub>。須是功勲不<sub>レ</sub>犯影迹不<sub>レ</sub>留。枯木寒岩更無<sub>レ</sub>津潤<sub>レ</sub>。幻人木馬情識皆空<sub>レ</sub>。方能垂<sub>レ</sub>手入<sub>レ</sub>廓転<sub>レ</sub>身異類<sub>レ</sub>。不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>道無漏國体留<sub>レ</sub>。不<sub>レ</sub>住却來<sub>レ</sub>煙塢<sub>レ</sub>臥<sub>レ</sub>寒沙<sub>レ</sub>。(二) 上堂。拳<sub>ニ</sub>香嚴<sub>ニ</sub>樹話<sub>ニ</sub>乃曰、綠鬢紅裙<sub>ニ</sub>窕娘<sub>ニ</sub>百華園裏採<sub>ニ</sub>蚕桑<sub>ニ</sub>。三三兩兩羞<sub>ニ</sub>人見<sub>ニ</sub>。偷眼戲<sub>ニ</sub>他年少郎<sub>ニ</sub>。(3)(4)(5)には、(一)のみあって(二)は所載していない。また、以上の上堂語は、大洪山のものか、天童山のものか不明である。

(7)『寺志』卷三「一九四」に略伝、卷六「四〇五」(六)に上堂語、卷七「四八一」には塔に関しごく簡単に記述している。

(8)『東谷無尽灯碑』は、『両浙金石志』卷九一三丁裏(一)五丁表「石刻史料新編<sup>14</sup>、一〇三九一-a~一a」と『八瓊室金石補正』卷一四一六丁裏(一)八丁裏「同上8、五八五二-b~三b」に所載する。この碑文の末尾に

「紹興二十八年正月、日暮縁直歲僧智宣 山内監寺沙門惠璋 住持伝法沙門法為立石」とある。前述の如く、この碑陰は「天童宏智老人像、育王妙喜宗果贊」である。正覚史料<sup>15</sup>参照。

(9)『続志』卷二「先覺攷」附訂正宋元諸祖代次記「一三丁表」には「高佑鉢、叙八十八祖道影贊」とあり、続いて周葵撰『妙光塔銘』の文を引用するが、高佑鉢撰『八十八祖道影贊』を挙げているのに不審が残る。

(10)『延祐四明志』卷一六一四丁表(一)五丁表「宋元地方志叢書9、五七四九a~b」に正覚の略伝が所載する。

大休宗珏へ一〇九一~一一六一▽

宗珏の伝記として、「天童大休禪師塔銘」(『攻媿集』卷

一一〇所収)・『普燈錄』卷十三・『五燈會元』卷十四・『續傳燈錄』卷二十四・『五家正宗贊』卷三・『五燈嚴燈』卷十四などがある。この中、冒頭の「塔銘」が重要な史料である。

天童寺世代考(一)(吉田)

宗珏は、和州(安徽省)烏江の人、俗姓は孫氏。十六歳で出家を願い、遂に貞州定山(河北省)貞如寺の徳雲へ伝未詳▽に依りて剃髪、十八歳で具戒を受けた。時に真州(江蘇省)長蘆山崇寧禪院において道和へ一〇五七▽一二四、祖照禪師、雲門宗▽の声誉が東南に振るっていたので往謁し、侍者となつた。宣和三年(一一二一)、真歇清了へ一〇八九▽一一五一▽は、既に道和の下に参じていて座元であった。間もなく、その真歇の許で宗珏は入室し領悟した。師の真歇は、宣和五年(一一二三)五月、病の為に退院した道和の後席を継ぎ開堂した。その際、前述の通り、真歇は法弟の宏智正覚へ一〇九一▽一一五七▽を請して第一座に居せしめている。この頃、足庵智鑑へ一〇五▽一一九二▽も真歇の下に参じたものと思われる。真歇は三十六歳、正覚と宗珏は同年の三十三歳、智鑑は十九歳である。その後、正覚が泗州(江蘇省)大聖普照禪寺へ出世開堂するのに次いで、宗珏が長蘆山の第一座となり説法した

ものと思われる。

建炎元年(一一二七)、宗珏は、蔣山(江蘇省金陵)道林寺の慈受懷深<sup>△</sup>へ一〇七七(一一三二)の室中にも入り、その語が淵微に契つたといふ。その頃、金の侵入があり、浙東へ難を避けた。翌二年六月、真歇が長蘆山を退居し、八月に補陀洛迦山へ転住した際にも宗珏と智鑑は随侍した。

その頃、宗珏は岳林(浙江省寧波府)布袋道場の住院を請われたが、当初は就かなかつた。翌三年十一月、正覺が天童山景德寺で開堂した折り、真歇の内諾を得て援助している。当時、象山(浙江省)延寿寺が虚席となり、再三の招請を受けた。

紹興二年(一一三一)、太守陸公長民による再度の請で岳林で開堂した。丞相范公宗尹(退晦居士)と道交をまじえたのもこの頃である。また智鑑も岳林在住の宗珏の許で嗣法受具している。岳林は三年で退居し、正覺の法嗣である明州翠巖山の聞庵嗣宗<sup>△</sup>へ一五三(一一五三)に参じ、さらに嗣宗が雪竇山へ移遷した際には智鑑を随侍させている。

宗珏は、香山(河南省臨安県)の寺に住して十八年、寺を一新させたといふ。紹興二十五年(一一五五)、尚書王公侯の請で雪竇山へ住した。

紹興二十九年(一一五九)、直閣張公偁の招請で法為の後任として景德寺へ入院した。その際の「上堂」語を次に掲げよう。

劫前運歩世外横身、妙契不可<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>意到、真証不可<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>言伝、真得虛靜斂氣、白雲向<sub>ニ</sub>寒巖<sub>ニ</sub>而断、靈光破<sub>レ</sub>暗、明月隨<sub>レ</sub>夜船<sub>ニ</sub>而來、正當恁麼時作麼生履踐、偏正不<sub>ニ</sub>曾離<sub>ニ</sub>本位、從橫那涉<sub>ニ</sub>語因縁<sub>ニ</sub>。

宗珏は、入院した紹興二十九年七月、正覺の「妙光塔銘(周葵撰)」を東谷に立石したことが『兩浙金石志』卷九所収の記事(「紹興二十九年七月望日、住持嗣祖<sub>(洪)</sub>灑姪比丘宗珏立石、四明陳奇陳橫刻」)によつて知られる。しかし、宗珏の景德寺住院中の行実は、右の他は不明である。

紹興三十二年(一一六二)八月上旬、跏趺し泊然として逝去したといふ。『續志』卷二には、城中湖心寺の辯公へ伝未詳<sup>△</sup>と生年月日が同一であり、辯の遺書を受けとり翌日に逝去したといふ逸話を載せている。年寿七十二歳、僧蠟五十四年。全身を南谷に葬し、建塔された。法嗣は、「塔銘」によれば「三十餘人」とあるが、足菴智鑑の一人しか知られない。

○宗珏史料

(1) 「天童大休禪師塔銘」「攻媿集卷一一〇所収」。『攻媿集』に関する研究として駒大教授石井修道氏の論文「攻媿集にみられる禪宗資料—投子義青の法系を中心として—」〔東方宗教、第39号、昭和四十七年四月〕があり、大休宗珏と真歇清了・宏智正覚・足菴智鑑など、曹洞派下の行実の一端をまとめている。

(2) 『普灯錄』卷一三〔続藏一三七、一〇二-d〕

(3) 『五灯会元』卷一四〔続藏一三八、二七三-d〕

(4) 『続伝灯錄』卷二四〔正藏五一、六三〇a～a〕

(5) 『五家正宗贊』卷三〔続藏一三五、四八四a～c〕

(6) 『五灯嚴燈』卷一四〔続藏一三九、三一〇b〕

(7) 『寺志』卷三〔一九四〕に法系、同卷六〔四〇六〕に

上堂語が所載する。

(8) 『続志』卷二〔一三a～一四a〕に略伝が附載する。

その末尾に新脩『鄞縣史』を参照したことが記されて  
いる。

初め處州（浙江省）妙嚴院に開法し、その後に衢州（浙江省）洞山明果院、蘄州德章安國院、饑州（江西省）報恩光孝寺、饒州東湖薦福院、饒州莞山寔應院、廬山（江西省）帰宗寺、婺州（浙江省）報恩光孝寺、再住帰宗寺、江州（江西省）東林太平興龍寺、建康府蔣山（江蘇省）太平興國寺、平江府（江蘇省）報恩孝光寺などの巨刹に累住している。

景德寺の入寺は、紹興三十二年（一一六二）九月、報恩光孝寺においてその請を受けている。「受請上堂」語は、次の通りである。

去年十一月、笑別下<sub>ニ</sub>鍾阜。今年九月中、行見<sub>ニ</sub>朝天路。去  
蘄州（湖北省）黃梅の人、俗姓は江氏（一説、汪氏）。

天童寺世代考（吉田）

十七歳で雑髪し、初め隨州（湖北省）水南寺の淨嚴守遂<sup>ヘ</sup>一〇七一～一四七<sub>ノ</sub>に謁して染指の法味を得た。それより以後、善知識を遍参し、雲居山（江西省）真如院の圓悟克勤<sup>ヘ</sup>一〇六三～一三五<sub>ノ</sub>に鉢錐を受け、圓悟より法嗣の虎丘紹隆<sup>ヘ</sup>一〇七七～一三六<sub>ノ</sub>に師事することを指図された。間もなく大事を明らかめ、臨濟宗虎丘派下の人になつた。応庵は、大慧宗杲と「濟下の二甘露門」と称され、その道交を示す偈も残つてゐる。

昔嘗到、諸刹皆可數。山川氣象雄、麿鳳棲遲處。今思昔日遊、歲月一紀許。豈謂臨晚景、侯伯重相顧。開緘讀來書、丁寧見毫楮。姑蘇一千石、眼高照天宇。我昔昧平生、今見開心腑。忻然樂與行、方鳴集衆鼓。先師未了底、今日應須去。敢問諸人、如是是先師未了底。薦拈拄杖卓一卓、喝一喝。下座。

景德寺における入寺の実際の月日は不明であるが、その「上堂」語は次の通りである。

風行草偃、水到渠成、正令既行、十方坐斷、若也向上論去、語默不及處、棒喝未施前、總是依草附木漢。事不獲已。且作死馬醫。所以道、隨處作主、遇縁即宗、法幢隨處建立、展臨濟三玄才甲、會曹洞五位君臣、敲倡双行、殺活自在、拈一莖草、穿天下衲僧鼻孔。布縵天網、要打衝浪錦鱗、是則是便與麼去、達磨一宗掃土而尽、薦拈拄杖、劃一劃云、劍爲不平離寶匣、藥因救病出金瓶。以拄杖卓一卓。

右、二つの上堂語により応庵の氣迫あふれる心情が知られる。六十歳の年令をさほど感じさせないものである。応庵の景德寺における行実も不明であるが、『語錄』に所載する各法語によって接化の内容とその機微を多少は窺うこ

とができる。次は、その接化の一例である。

上堂云、良工未出、玉石不分、巧治無人、金沙混雜。縱使無師自悟。向天童門下、正好朝打三千、暮打八百。薦拈拄杖云、喚作拄杖、玉石不分不喚作拄杖。金沙混雜。其間一箇半箇、善別端由。管取平歩丹霄。苟惑未然。卓拄杖云、急著眼看。

応庵の門人たちと彼等への法語は、『語錄』の卷七・八・九にみえる。後に景德寺の住持になつた法嗣の密庵咸傑へ一一八〇一一八六〇が、景德寺の首座になつた際、その祝いの上堂語「拳傑首座立僧上堂」は、卷六に所載する。

応庵の景德寺の住持期間は、大休宗珏の遷化後、約一年の短期間であつた。上述の通り諸方の巨刹に累住してきたが、それらの住院に関し次の如き感懷を抱き、常に徒衆の放逸を戒めていた、という。

衲僧家著草鞋、住院何啻如蛇虺恋窟。

以上の事柄から応庵の人間像が浮かび出てこよう。隆興元年(一一六三)六月十三日示寂。遺偈は作らなかつた。全身を東山に葬塔した。『塔銘』は太常丞李浩の撰述であり、『寺志』巻三のその『塔銘』に「十九代住持」と称してい

たとあるが、その字句は見当らない。同じく李浩の『祭文』の中にもない。しかし、他の撰者の『塔銘』を考慮することも可能であるが、それは知られていない。

なお、現在の天童寺境内の大紀堂と先覚堂の間にある壁中に碑銘があり、その中に「応庵和尚真蹟」（送傑侍者還郷の頌）がある。その碑面は五段になっていて、上部三段に「仏果老人法語」、四段目に応庵の頌、下部の一段に「跋天童中峰庵仏果応庵両祖語偈碑」（密雲円悟撰）がある。応庵の「真蹟」は、仲々の達筆である。密庵咸傑が大事に保存していたものを元に彫り込んだのであろう。

応庵の法嗣は、『寺志』巻三によれば密庵咸傑をはじめ九人というが、『普灯錄』巻十九には、密庵咸傑・南書記・侍郎李浩居士・吉州禾山心鑑・婺州智者満・教授嚴康朝居士の六人を挙げ前三位の機語を所載する。なおその他、『語錄』の編集者である守詮を加えることができる。また門人として『語錄』巻七から巻九にある「法語」に登場する人々が数えられる。その中には、嗣法者の数人も含まれているであろう。

### ○応庵史料

天童寺世代考(一) (吉田)

(1)『応庵曇華禪師語錄』十巻〔続蔵一二〇、四〇二a～四四九c〕。巻一より巻六までは諸寺の語錄、巻七より巻九までは法語と書、巻十に頌古・真贊・偈頌・仏事と塔銘および祭文を附す。

(2)『応庵曇華禪師語要』六巻〔続古尊宿語要所収「応庵華和尚語」〕〔続蔵一一九、一二b～一八d〕

(3)『宗門聯灯会要』巻一八〔続蔵一三六、三六五c〕  
(4)『嘉泰普灯錄』巻一九〔続蔵一三七、一三八d〕、同巻二六〔同一八八b〕、同巻二八〔同、二〇〇c〕、同

巻二九〔同、二一〇c〕

(5)『五灯会元』巻二〇〔続蔵一三八、四〇三c〕

(6)『大明高僧伝』巻六〔正蔵五〇、九二一b〕

(7)『続伝灯錄』巻三一〔正蔵五一、六七九b〕

(8)『五家正宗贊』巻二〔続蔵一三五、四七四d～五b〕

(9)『寺志』巻三〔一九四～六〕に略伝。末尾に旧志（重纂天童志寺）は、慈航を応庵の前に列しているのは誤りとしている。巻六〔四〇七～四一六〕に法語、巻七〔四八一～八〕に李浩撰の「塔銘」と「祭文」、「自題像」、「密庵傑贊」、「東石贊」、「天如則贊」、「南堂欲贊」、「又礼塔偈」、「中峰本贊」、「恕中惣贊」、「弘覺慈

贊」、「牧雲門礼塔偈」がある。卷八「五六三」に嚴康朝撰の「語錄序」、同上「五六七」に「幻庵住首座偈」、同上「五七一～二」に了菴欲撰の「応菴和尚送密菴和尚偈卷後跋」がある。卷一〇「七一二～三」に「応菴華禪師答翔鳳山顯忠資福誼長老書」、同上「七二三」四に「了菴欲禪師癡絕和尚書応菴祖師法語跋」、同上「七一五」に「密雲悟禪師天童中峰菴仏果応菴両祖語偈碑跋」がある。

(10)『西浙金石志』卷九（四九a～五一a）〔石刻史料新編一四、一〇四一四a～五a〕に「宋天童寺応庵和尚石刻」と「宋天童寺仏果老僧法語石刻」が所収されている。これが天童寺境内に現存し、これを『語錄』卷一〇と『寺志』卷一〇によつてその本文を確認できる。

(11) 道元禪師撰『正法眼藏』諸法實相の巻に応庵の德徽大徳に示す語を引き論評している。それによれば「応庵は人を知りぬべき氣力ある」とか「応庵は未達なりといへども学道あり」と認めながら、「応庵はよきことばをきくといへども、みみにいたらず、みみにみず、まなこにいらず、まなこにきかざるのみなり。云

々」と必ずしも高い評価を与えていないが、その存在と人格を認めていたことが知られる。

(12)『寺志』卷五〔三三八～九〕に南書記と宏監寺の応庵との機縁が所載する。南書記は明らかに法嗣であるが、宏監寺は不明である。『語錄』卷七以下には、徽禪人・希禪人・湛禪人・清禪人・崇侍者・璋供頭・円鍾頭・政化士・茂先二化士・鑑化士・感化士・禧莊主・達化士・正首座・範化士・宝道人・忠首座・機化士・偉化士・儔供頭など数十人の名が見え、卷十の頌には「送宏監寺開海田」がある。